ナチス政治論

八條隆孟著

ナチス叢書

責任編輯

陸軍中將 大島浩閣下・小島威彦

ナチス叢書刊行の言葉

支那事變を契機とする皇道世界維新戰の發展は、これに呼應する第二次大戰により、歐洲全土を獨伊樞軸ブロックと化し、この世界史的轉換は、まさに、英米民主主義共同戰線を結成せしめ、インド、南洋、濠洲、カナダ等全面に亙る對日封鎖陣を形成せしめんとする。

ナチス・ドイツは何によつて、かくも壓倒的勝利を獲得したか。これこそヒットラー總統が、日獨伊防共樞軸による、ゲルマン國の確立によつて實現し得たものであり、しかも今や英本國攻略により、イギリスの植民地分離は、更に新しき世界長期戰に發展せんとする。

まさに新興ドイツは、我が日本の國體を研究し、日本精神を體得して、荒廢せんとする舊歐洲に、新しき世界を建設せんとする。

かくてドイツを知ることは、日本を知ることであり、また日本を知ることは、ドイツを把握することである。

本叢書は、この日本―ドイツの緊密なる世界史的關係を認識し、再强化するためにナチスドイツの本質を闡明せんとし、併せて、我が日本が何を爲すべきかの焦眉の問題に對する、明確なる解答を與へんとするものである。

目次

目次

ナチス政治論

I　ワイマール體制

一九一八年の秋、ユダヤ國際金融資本とユダヤ赤化主義との陰謀によつて、祖國の爲に忠誠を捧げて散つた幾百萬の將兵の果敢なる戰鬪も空しく、ドイツは革命と敗戰の悲運に陥らなければならなかつた。十一月九日ウィルヘルム二世の退位、エーベルト、シャイデマン、ダヴィット、ペウエル等に指導せられる新政府は共和政の宣言を行ふ。フランダースの戰に視力を失つてポメラニヤの野戰病院に傷痍の身を養ふ伍長アドルフ・ヒトラーに、此の革命と敗戰の知らせが如何に憤激と憎惡の心をかき立てたことか。彼は祖國の辿るべき運命を思ひ、身をふるはせて慟哭したと後年、當時を回想して書いてゐるが、彼が豫感したごとく、それからのドイツに科せられた試煉の道は實に慘憺たるものであつた。ヴェルサイユ條約――强ひて日本は排除され、イタリーは脫退し、アメリカのウィルソン議長のもとに、佛のクレマンソー、英のロイド・ジョージによつて主宰され、決裁されたヴェルサイユ條約は戰爭の一切の責任をドイ

ツに着せ、海外植民地の全部は云ふまでもなく、アルサス・ローレン、ポーゼン、西プロイセン、モレネー、オイペン、マルメヂー、ダンチヒ、メーメルの諸地方（それはドイツ歐洲本土の一三％、人口の一〇％）をドイツから奪取した。陸軍兵員十萬、將校四千、義務徵兵制の廢止、武器制限、海軍兵員一萬五千、潜水艦全廢、噸數十萬噸、あらゆる軍港の防備撤廢等、軍備は極度に制限せられ、巨大な額の賠償金が課せられた。然しながらこれ等の苛酷な運命も、尙忍ばれないものではなかつた。ドイツに課せられた國內の混亂といふ悲痛な試煉に比べるならば。

一九一九年二月ワイマールに召集されたドイツ共和國國民議會は、エーベルトを大統領に推し、全ドイツ國民の反對にも拘らず、社會民主黨は多數を以てヴェルサイユ條約を承認し、八月十一日ユダヤ人プロイスによつて起草された新共和國憲法を制定發布した。これがワイマール憲法である。ワイマール憲法は、世界に於ける最も自由主義的な、最も民主主義的な、最も「進步的」な憲法として全世界（日本の學者・知識階級をも含めて）の社會民主主義者の讃嘆の聲を以て迎へられた。それは確かに社會民主主義者共にとつては、最も輝かしい勝利の獲物で

あつた。が、それが彼等の讃歌を以て迎へられたそれだけドイツにとつては悲痛な贈物であり、國家の瓦壞、民族の分裂、衰退、それは國家と云ふに値しない様な狀態をもたらした。

此處では聯邦國家と統一國家（ライヒ）の二元主義が採られた。外交、國防、關稅、鐵道事業等はライヒ中央政府の權限に屬したが、各邦（ランド）は尙、共和制政府と比例代表制議會とをもち、略〻獨立の政治を行つてゐた。かくて各ランドは或はライヒの政治と合流し或は對立し、或は他のランドの政治と合流し、或は對立し、又地方自治體とランドとは亦相對立し、その政治的混亂は甚しきものがあつた。始めドイツは個々の獨立せるランドの一たるプロシヤの制覇によつて統一されたものであり、ドイツ帝國の結成に際し、ビスマルクは統一にとつて必要な最少限度の權力を中央政府にをさめ、成可くもとのまゝ各ランドの手に委ねたのであつた。各ランドの對立は何ら種族的差異に基くものでなく、各ランドの主權者たりし王家の政治的繩張りの對立にすぎなかつた。十一月革命が皇帝の位と共に、ランドの王家の地位をも葬り去つた今、その對立は全く無意味なものとなつた。然るにワイマール憲法は、統一國家への道を歩くことなしに、むしろ更にプロシヤをも分解して各ランドと均衡を保たしむることにより、プロシヤ

勢力を抑へて中央政府の力を强化しようとするのであつた。この間にあつて英佛兩國は、巧妙にも南北ドイツを分裂せしめてドイツの弱體化をはかり、大戦の責任は實はプロシヤにありとの宣傳をなし、反プロシヤ的雰圍氣の釀成に努めたのであつた。かくてプロシヤを弱化して中央政府を强化せんとの羊頭をかゝげて實は混亂分裂は愈々激化したのである。

「ドイツ國ハ共和政體トス。國家權力ハ國民ヨリ發ス」

からワイマール憲法第一條は宣言する。こゝで國民とは血液、民族とは關係のない個人の蒐積にすぎない。

「平等」な個人の「數」による支配。

西歐諸國に於ける最も進歩的な憲法とは、ユダヤ人に平等に公民權を認める憲法、ユダヤ人に國會の議員の選擧權、被選擧權は勿論、官吏任用の資格、其の他國家に於ける重要な地位を確保する憲法のことである。

ワイマール憲法はかくて最も進歩的な憲法であつた。二十歳以上の男女の普通平等直接祕密選擧、そして國會の信任を條件として任命される政府、愚かなる多數による議會主義政治。こ

れは階級間の又階級內の鬪爭と對立、そして國內分裂を企圖するところの組織である。それは人々のしばしば非難する如く、單に政黨對立による民族の分裂や、この政黨と財閥の結合、疑獄事件等にあらはれるのみならず、實に國家機構、官吏機構の上にもその分裂の效果をあげることによつて愈々激しいものとなる。それはドイツが比例代表制を選擧制度の上に採ることによつて更に事態を惡いものとした。細かく分かれた政黨の小集團の對立、民族社會主義ドイツ勞働者黨、ドイツ國權黨、經濟黨、ドイツ農村黨、農村聯盟、キリスト敎社會人民奉仕團、保守人民黨、ドイツ・ハンノーヴァ黨、中央黨、ドイツ人民黨、ドイツ國家黨、國權同盟、バイエル人民黨、ドイツ農民黨、ドイツ社會民主黨、ドイツ共產黨等、等、等、等三十有二の小黨が分立し抗爭するのであつた。社會民主黨は多數をしめたが、この小黨分立の結果、絕對多數をしめて單獨內閣を組織するに至らず、常に他の政黨との聯立內閣を作るのであつた。

ヴェルサイユ條約による賠償金の重壓と國內經濟の混亂は、この間にあつて民族社會主義ドイツ勞働者黨（ナチス）と共產黨の勢力を急速に增大せしめ、議會主義內閣の成立を不可能とし、大統領內閣へと轉化するに至つた。しかも各政黨の對立、抗爭は愈々激しく、街頭にかい

ても流血の惨事は頻發するのであつた。

ワイマール體制下のドイツにあつては、國家權力は最小の領域におしこめられ、國民の自由は最大の領域を占めた。それは自由主義的夜番國家の典型と考へられた。然しその餘りにも擴大された個人の自由は、遂に國家をその夜番の職務からも解雇し、世界觀的對立、經濟的利害の矛盾、又それらに基く激烈なる抗爭の中にあつて國家は何程の力も持たないのであつた。紙上の法文が傷はれない限り、叛逆的大陰謀さへ見逃されたと云はれる。

此の樣な國家的崩壞と民族的衰退の危機を通してナチス運動は誕生し、成長しつゝあつた。

一九三二年、ヒンデンブルグは、社會民主黨の絕對支持のもとにヒトラー及び共產黨のテールマンをぬいて大統領に再選、五月ブリューニング內閣倒壞、パーペン內閣成立、七月末總選擧にナチスは二三〇の議席を獲たが絕對多數に及ばず、十一月總選擧に於いては一九六の議席と減じ、この月パーペン內閣總辭職、政權はシュライヒャーへと移つた。シュライヒャー內閣が僅か二ケ月の壽命を以つて倒れるや、ヒンデンブルグは遂にヒトラーに組閣の命令を下した。

一九三三年一月卅日民族社會主義ドイツ勞働者黨が組織されて十四年、遂に彼はドイツ民族と

祖國の運命をその手に掌握した。總選擧毎のナチスの躍進は次の如くである。

總選擧日	得票數	議席數
一九二四・五・二四		七
一九二四・一二・七	九〇七、〇〇〇	一四
一九二八・五・二〇	八一〇、〇〇〇	一二
一九三〇・九・一四	六、四〇九、〇〇〇	一〇七
一九三二・七・三一	一三、七七九、〇〇〇	二三〇
一九三二・一一・六	一一、七三七、〇〇〇	一九六
一九三三・三・五	一七、二七七、〇〇〇	二八八

II 民族と國家

Ａ　民　族

國家的破滅と民族的荒廢の灰燼のさ中から飛び立つフェニックス、これこそヒトラーの民族社會主義運動であつた。

國家は破滅しても民族は破滅しない。一夜にして大洋の眞中に大雪山の聳え立つ樣な大變動が起り、人類の文化がすべて崩壞する日があらうとも、文化創造的、優秀な民族の一人が生き殘つてゐるならば、全國家が滅亡しても人類は再び地球上に榮え、壯麗なる文化を築き上げる日があらう、とヒトラーは「我が鬪爭」の中に語つてゐるが、民族の荒廢に至らんとするその日にも、優秀なる一人の敢然として立ち上がり、高らかに民族の名譽を叫び、民族の再興を鬪ふ時、眠りに陷りし全民族をよく團結せしめ立たしめることが出來る。ヒトラーはその一人であり、民族社會主義運動は正にその運動であつた。

幼き日、父の書棚の中に見出した一八七〇、七一年のドイツ統一戰爭史は、若きヒトラーの

夢をドイツ民族再興の上に燃えたゝしたのであつた。身は當時オーストリアの地に生れ、育ちつゝ、彼の心は自らの内に流れる血の祖國ドイツの上にあこがれた。しかもオーストリア、ハップスブルグ帝國はスラヴ民族の壓力の下に、ドイツ民族を壓迫し、ドイツ帝國のカイザーは民族の運命よりも自己の國家を重しとした。かくて彼はかくの如き國家を否定して民族主義者となつた。

カイザーの國家は廣い人民的地盤から絶緣された權力國家であつた。ウィルヘルム一世の云へる如く「朕は人民の家僕なり」と總ての皇帝が考へたとしても、要するに皇帝は人民とは相對する存在であり、人民が國會を通して政治に參與することとなつても、その國家形態の本質的性格には何等變更はなかつたのである。ワイマール國家はこの皇帝の權力を人民の手に奪取した。權力は國民より出づと規定されたが、國民とは平等なる個人の集團の多數を意味したにすぎず、支配者と被支配者はこゝでも相對立せざるを得なかつた。しかも尙この支配權がドイツ民族ならざるユダヤの手に掌握されるに於いておや。ヒトラーは、皇帝支配のドイツに反對し、ワイマール共和國ドイツを否定しなければならなかつた。彼がひたすらに情熱をたぎらせ

たのはドイツ民族に對してであり、ドイツ民族の國家を建設することこそ彼の念願であつた。ナチス・ドイツはかくて「民族の優位」を主張する。それはファッショ・イタリアが「國家の優位」を說くのと對蹠的である。ファッショは國家を萬能視し、最高の政治的價値を國家に見るに對し、ナチスはヘーゲルの「國家の神化」を排斥して政治的な決定的價値を民族に見出す。フューラーも民族の中から生長した民族の一部であり、國家も、黨も、軍隊も、文化も、經濟も民族の維持と發展の爲の手段である。

自由主義の下に於いては、國民と民族といふ二つの概念は屢々混同して用ひられた。其處では國家に屬するすべての人が國民とされ、血の結合に於ける民族なる概念は殆んど問題にされず、いはんや民族の全體性などは顧みられなかつた。成程民族主義は從來も唱へられた。それは近世國家統一の一つのスローガンでさへあつた。然しそれは封建制度打破の爲に個人人格の自由・平等と共に唱へられたものであつて、或は專制君主に奉仕するものであり、或は市民階級に奉仕するものにすぎなかつた。ナチスに於いてはかくの如き市民的意味に於ける個人人格の自由・平等は否定されて民族の全體性が主張される。では、民族社會主義に於ける民族とは

一體如何なる内容をもつものであるか。

此處では民族とは先づ血液の（人種、種族の）共同體であり、一定の土地・領域の上にその生活を形成する共通の經驗・歴史・運命の共同體であり、それらの事から又言語・習慣・法・傳承等を同じくする文化的精神的共同體であるとされる。此處でも文化的共通性は民族概念の規定に際して輕視されるものではない。然し自由主義的民族概念がその歴史的側面を强調し、「一定の領域内に居住し、同一の言語と文化をもち、歴史・運命を共通にする人類の全體」と規定されたに對し、ナチスに於いては「血液」「人種」が强調されなければならない。民族社會主義は人種的、「血の誇り」の旗幟を高く揭げ、之が擁護と維持發展を第一の任務とするものだからである。

世界の歴史を省みる時、地球上の人類は文化創造者と文化運搬者と文化破壞者の三つの範疇に分けることが出來る。そしてアリアン民族こそこの文化創造者、最も神に似せてつくられたる者である、とヒトラーは「我が鬪爭」の中にのべてゐる。そして其處ではまたアリアン人こそ人間の原型であり、人類のプロメトイスである。アリアン人を取除いたならば深い暗夜が地

球を掩はなければならない。他の民族はアリアン民族の創造せる文化を運搬し、せいぜいでこれに自らの色をつけたにすぎず、ユダヤ民族の如きはアリアン民族に對蹠的な文化破壞者に屬するものである。ユダヤ人は自ら何らの文化を創造することなく、他國民の中に寄生し、その文化を吸收し、その財產を吸取る寄生蟲にすぎない。彼等は單に自己保存慾と利己的感情に導かれ、自己犧牲的な理想主義を持つてゐない、と語られてゐる。

自由主義者は人類に於けるかくの如き價値差別を否定して、各民族の平等と、この平等に基く平和主義を主張した。然しそれはその樣な懸聲の下に實は世界を征服し、征服によつてつくられた自らの世界を維持せんとする僞瞞なることは、「自由主義」の祖國、イギリスの明かに敎へるところである。民族的世界觀は明かにかくの如き民族の無差別平等に反對し、その不平等・價値差別を主張する。優秀なる民族による劣惡なる民族の支配こそ神の意志であり、自然の貴族政治的法則である。

由來、優秀な民族と劣惡な民族の血の混淆は、劣惡な血の優秀化ではなくして、優秀な血の劣惡化を招來する。アリアン人が他の民族を征服せる時、被征服者はその初め奴隷とせられ、

兩者の間は明確に區別せられてゐた。然しやがて被征服者が擡頭し、又言語の同化が行はれるに從ひ、兩者の區別はとりさられ、血の混淆が始まつた。この人種的な混淆とそれによる優秀民族の劣惡化こそ古來幾多の文化が滅亡し去り、廢墟の中に嘗て榮えし壯麗の跡を夢みしむるに止まる原因なのである。それ故、民族の血の純潔を擁護することは、獨りその民族にとつて要求せられるのみならず、實に人類にとつて最も緊要のことであると考へられてゐる。かくて自由主義的乃至マルクス主義的國際的世界觀とは全く反對に、ナチスは民族的世界觀に立ち、民族の維持・發展を根本の政治的信條とする。

B　國　家

それ故、民族社會主義は國家を民族の維持と發展の爲の手段と觀る。それは目的ではなくて手段である。國家はそれ自身、文化を創造することは出來ないのであつて、文化創造的な民族を維持・發展することが出來るだけである。「容器としての國家」と「その內容としての民族」とを嚴密に區別すべきことを、ヒトラーはくりかへし强調する。然しそのことは決して國家の

價値を輕視するものではない。ナチス黨綱領はその第廿五條に「それらの總てを（廿四條までの綱領の內容）遂行するために、我々は鞏固なる獨逸國家の中央權力の創設を要求する」と述べ、ナチス黨多年の鬪爭は又正にこの國家權力獲得を目標としたものであつた。唯、目標とされた國家權力が自己目的ではなく、民族の維持・發展こそ目的なのであり、その爲に國家權力の創設を要求したのである。それ故、國家が容器であり、民族が內容であると云はれる場合にも、此の內容たる民族は方圓の器に從ふ水の如きものではなく、强力なる意思と自己法則を以て、その容器の形を決定するものである。國家は民族の法則に從はなければならない。國家が民族の法則に從はず、國家權力者が民族とその發展を共にしない時、民族は國家に反抗し、民族の中から新らしい權力者・指導者が生れる。革命とは、その政治的變革が劍によつて、血の代償によつて行はれたか否かによつて云はれるのではなく、根本的な世界觀の轉換をもたらすか否かによつて云はれなければならないとされ、その意味に於いてワイマール國家よりナチス國家への轉換は全き革命であると云はれてゐる。しかも民族主義に立つナチスに於いては、この政治的變革、國家の轉換は、ドイツの歷史の斷絕的轉換ではなく、舊國家と新國家との間に

は民族の不變性による、歴史の連續性を見てゐる。「國家形態は變遷し、國法も亡びる。然し民族は不滅である。」とローゼンベルグも「廿世紀の神話」の中にのべてゐる。

ドイツ民族はその完全なる民族的統一國家の夢を、指導者ヒトラーによつて實現したのであつた。ナチスが國家を目的の爲の手段と說き、民族の優位を說く場合、國家(シュタート)とは單に政治權力・官吏・政治機構等の意味であつて、統一的國家はライヒと呼ばれ、それはドイツ民族共同體と全く一體をなし、又民族社會主義はドイツ民族の世界觀そのものなのである。

C　民族主義と社會主義

上にのべて來た所によつても分る樣に、ドイツ民族國家に於ける民族とは全く全體的統一としての民族卽ち民族共同體の意である。それは自由主義的世界觀が、民族・國民を唱へることによつて、却つて民族を平等なるアトム的個人にまで分解するのとは全く趣を異にする。又從つて自由主義的社會主義が個人主義の上に立ち、個人の幸福、利益を目的として說く社會主義とは全く異り、民族社會主義に於ける社會主義とは、共同體的全體的思想に基く同胞主義であ

る。全體が部分の上にあり、部分に先行し、民族同胞の幸福利益が個人の幸福利益の上におかれなければならない。社會主義は民族なる全體への個人の絶對隨順と、英雄的自己犧牲によつてのみ實現される。ユダヤ的社會主義は自由主義個人主義を基礎とする限り、それはせいぜい一階級の利益を主張するだけで、社會主義は空辭たらざるを得ない。此處に於いてナチスは民族主義ならざる社會主義はなく、社會主義ならざる民族主義はないと主張する。民族主義と社會主義は一體をなしてゐるのである。從來考へられてゐた所謂社會主義とナチスに於ける社會主義とは全くその意味を異にすることを注意しなければならない。

自由主義・民主主義は一切の權威を否定して、人々を質的に平等なる大衆と化し去つた。それ故此處に支配するものは質ではなくて量であつた。然し民族社會主義は個人の地位を正當に評價する。大衆とか大多數とかによつて秀れた發明も藝術も學問も創造されるのでなく、それは秀れた個人の創造力にまたなければならない。人類が優秀なる種族によつて、その文化を高め、指導されなければならないその自然の貴族主義的法則は、民族の中にも行はれなければならない。大衆の量ではなくて質的に優秀な個人の指導性が正當に承認されなければならない。

人間は本來平等なものでなく、其の性格、天稟はそれぞれに異つてゐる。その夫々の人々に夫夫の性格・天稟に正當な地位を與へることが、個人の力を最も良く結集する爲に、全體の爲に要求される。それ故民族社會主義は民族の價値と共に個人の意義を決定的なものとして認めてゐる。

D 國籍者と公民

以上われわれはナチス・ドイツに於ける民族の意義、ナチス・ドイツが血と土と結合せる民族共同體に根源的な決定的な政治的價値を見てゐることを簡單に見て來た。此處でわれわれは現實的にこのドイツ民族共同體が如何に血と土の結合に於いて構成されてゐるかを見ておかう。

我が國に於てもさうであり、一般諸國何れも國籍を有する者は卽ち國民とされてゐる。卽ちイギリスやアメリカの如く生地主義をとるものはその領土內に生れたことによつて國籍を取得し、國籍を有する者は國民（公民）として公民權を取得するか、或は日本の如く血統主義により兩親の國籍によつて國籍を取得し、國民と認められるか、ともかくその國籍を有する者は國

民であり、公民權を有する者とされてゐる。しかもこの國籍、公民權の取得は一定の條件さへ備はれば誰でも願書一本提出することによつて、「歸化」によつてなされるのである。（アメリカに於て一八八二年支那人排斥法によつて支那人の歸化を拒否し、一九二二年最高裁判所の判決が日本人の歸化を拒否せるは、何ら人種政策に出づるものでなく、云ふまでもなく米大陸への東洋的エネルギーの進出に怯えた身勝手な處置である！）歸化して國籍を取得することは、ヒトラーの言葉をかりれば「自動車クラブに加入することと何ら變りはない」のである。盜賊や要保護者でないこと、政治的に危險でない政治的白痴なること、將來よき擔稅能力者たり得べきこと等がその條件で、ユダヤ人もニグロもホッテントットもひとしくドイツ國民となり、ひとしく公民權を取得することが出來た。そして「國家は、年と共に自ら克服しがたき毒素をその體内にとり入れたのであつた。」

優秀な民族の血の純潔を擁護し、國家を民族共同體として建設すべきナチスは、「國籍者」と「公民」とを區別する。ナチス黨綱領は次の如く述べる。

第四條　國民同胞たる者のみ國家公民たることを得。國民同胞たり得る者はドイツ的血統者たるもの

に限る。但し信仰の如何を問はず。従つてユダヤ人は國民同胞たるを得ず。

第五條　國家公民にあらざる者は、單に客員としてのみドイツ國内に生活することを得。且外國人法規の下に立たざるを得ず。

ナチスが政權を掌握するに及んでこの綱領の趣旨は次々と實現せられた。一九三五年のライヒ公民法は、その第一條に

ドイツ・ライヒに屬し之に對して特別の義務を負ふ者を國家所屬員とし、その資格は國籍法の規定により取得す

と云ふ。國籍法によれば、出生の場合、子は兩親の國籍に入るものとされてゐる。即ち嫡出子の時は父親の、私生子の時は母親の國籍に入るのである。歸化についての條件は從來と大して變化してゐないのであるが、この條件がみたされた場合にも、その許否が國家の裁量によるとされてゐることに依つて、血と土と結合したナチス歸化政策が具體化される。人種や遺傳の健全といふことが重視され、ドイツ種の人々が特別な考慮のもとにおかれることとなる。

然しかうして國籍を有する者は原則として平等の權利義務をもつことが從來の「國籍」の法

的意義であつた。然しナチス公民法は前述綱領を實現して次の如く云ふ。

第二條　第一項　ドイツ公民たるは、ドイツの又は之と類似の血液を有する國籍者にして、ドイツ民族並にドイツ國に忠誠を盡す意思あり、且その力あることをその所行によつて證明する者のみとす

之によつて從來のドイツ國籍者は、公民權を有する國籍者と公民權を有せざる國籍者とに分たれることとなり、單なる國籍者は何ら政治上の權利を有しないこととなつた。換言すれば從來の國籍者（原則として平等の權利義務を有する）の身分は公民に限られることとなつたのである。この第二條第一項の示すごとく、公民たるの條件は、

(1) ドイツの血液又は之と類似の血液を有する國籍者

(2) ドイツ民族及ドイツ國家に忠誠をつくす意思と力とを有することをその所行によつて示す者

となつてゐる。(1)の條件については後にのべることとして、(2)の條件については一定の年齡、男については兵役義務、勞働奉仕義務、女についてはドイツ公民との婚姻、獨身の場合はある職場にあること等が考慮されなければならないが、現在に於いては公民法第一施行令に

ドイツ公民證に關する今後の規定發布に至るまで、ドイツ並に類似血液の國籍者にしてドイツ公民法

の效力發生に際し（一九三五年九月卅日）國會選擧權を有したる者は暫定的にドイツ公民として取扱はる………

と暫定的規定が行はれてゐる。

こゝに問題となるのはドイツ公民の第一の前提條件としての「ドイツの血液又之と類似の血液」と云ふことである。「ドイツの、又は類似の血液を有する者」といふ表現は嘗つて「アリアン種族」と云はれてゐたものに變つたのである。アリアンと云ふのは言語學から採用されたもので、本來は特定種族を示したのであるが、後、特定語族に對して用ひられることとなつた。然し言語と血液とは必ずしも一致せず、アリアン的母語をもつ者が必ずしもアリアンの血をもつものでなく、又非アリアン的母語をもつ者の中にもアリアンの血を汲む者はある。此處にアリアン種族に代つて「ドイツの又は之と類似の血液を有する者」となつたのであるが、「ドイツの血液」とは如何なるものか。

ドイツ民族と呼ばれてゐる者は一種族によつて成るのでなく、今日云はれてゐるところによれば、ノルディッシュ、フェリッシュ、ディナリッシュ、ヴェスティッシュ、オスティッシュ、

オストバルティッシュの八種族からなつてゐるのである。之はひとりドイツに限らず、ヨーロッパの他の民族も同樣であつて、その相違は各種族の何れの血液が優勢なるかによつて諸々の特徴を生じてゐるのである。この樣な種族の血液より成る諸民族に屬する者が「ドイツ血液に類似のもの」と云はれる。之は主としてユダヤ人に對する政策から出たものである。

ドイツが如何にユダヤ禍に苦しみ、ナチスが如何に之に對する決然たる鬪ひを以て立ちあがつたか、それは今更云ふまでもないが、ついでのことに「ユダヤ人」とは如何なる者が云はれるかを見ておかう。

ユダヤ人とは種族に從ひ少くとも三人の完全なるユダヤ人たる祖父母より系統をひくものをいふと公民法第一施行令第五條は云ふ。即ち、三人以上の完全ユダヤ人たる祖父母の系統をひく者がユダヤ人とされてゐるが、完全ユダヤ人とは四人の祖父母がすべて完全ユダヤ人なる者をいふのである。而して祖父母の中三人が完全ユダヤ人で一人が非ユダヤ人である時は、四分の三ユダヤ人と云はれる。それ故完全ユダヤ人と四分の三ユダヤ人が今日ドイツではユダヤ人とせられることとなる。尚、之等の他に半ユダヤ人（二人の完全ユダヤ人たる祖父母と二人の非ユ

ダヤ人又は非完全ユダヤ人たる祖父母をもつもの）の中、公民法公布の時ユダヤ宗教團體に所屬してゐた者とその後之に入つた者及びユダヤ人と結婚した者もユダヤ人とみなされるのである。之らのユダヤ人は全くドイツ公民權を與へられない。公民法第一施行令は第五條に

ユダヤ人はドイツ市民たり得ず、政治的事項に關する投票權は歸屬せず、又公の官職を帶ぶることを得ず。

と規定してゐる。但しユダヤ混血者には「暫定的な公民權」が與へられることとなつてゐる。

ユダヤ人に對する差別待遇はこの樣な公民權からの除外による政治・公職からの閉出しのみでなく、ドイツ民族の血の純潔と民族の名譽を保持する爲にも亦考慮され、「ドイツの血とドイツの名譽の保護の爲の法律」が公布された。

之によれば、ユダヤ人はドイツ人又は之と種を同じくする國家所屬員と結婚することが禁ぜられ、之に反してなされた結婚は無效となつてをり、又兩者の婚姻外の關係も禁止されてゐる。そればかりか更に、ユダヤ人はドイツ人又は之と種を同じくする四十五歳以下の女性の國家所屬員をその家政に勤務させることが出來ない旨を規定してゐる。又、同法はライヒ旗、國

民族の掲揚とライヒ色（黒・白・赤）の使用をユダヤ人に對して禁止してゐる。
國籍者と公民とが區別される爲に、公民たる爲には特にドイツ公民證が賦與される。

ナチス・ドイツはその民族的立場、民族の維持・發展の爲に考へなければならないのは、獨り、ドイツ領土内に於ける血だけではない。約八千萬のドイツ人の中九百萬になんなんとする數が他の國家の領土の中に所謂「少數民族」として生活してゐることを思ふ時、ドイツの血液とその民族性保護の要求は眼をこれら國外の同胞の上にもむけしめる。此處に「國民的民族集團」の問題が提起される。「國民的民族集團」とは多數民族のつくる國家の中に少數民族としてその政治的支配の下に生活してゐる民族同胞の集團である。一つの國境の中に多くの民族が生活してゐる中歐、東歐の諸國においては第一次歐洲大戰後、少數民族保護の問題は切要なるものとなり、各國の間に少數民族保護條約が締結されたのであつた。然しそれは少數民族に屬する個々の國家所屬員の問題であつて、少數民族に屬する人々が多數民族に屬する人々と平等に取扱はれ、法律上事實上の安全を約束するにすぎないのであつた。

しかし國民的民族集團の問題は個々の人間ではなしに、この少數民族を民族的基礎において

見るのであつて、その民族としての文化・言語・風習が多數民族の國家によつて承認せられること、すなはち「文化的自治」の要求である。民族國家は少數民族としての同胞がその文化的自治を否定されて他國民の中に埋沒し去られることを望まないし、叉自國内における異民族を「ゲルマン化」することをも望まない。何故なれば文化的樣式、言語を一つにしても決してフランス人からドイツ人を作り出すことは出來ないからである。各國が互にこの自己領土内の異れる國民的民族集團を承認し、その文化的・民族的發展を承認することは決して自國の爲に害あることでなく、却つて利益であると主張されてゐる。然しヴェルサイユ體制によつてはこの主張はいれられなかつた。

ついでのことに私は此處に所謂ドイツ公民の基本權についてふれておかう。

フランス大革命に於ける人權宣言は、三權の分立と基本權をその中に規定してゐないものは憲法（コンスチチユーシヨン）ではないと云つてゐる。まことに三權分立と基本權の規定は西歐的立憲主義の根本問題であつた。何故ならば西歐的憲法といふものは國王乃至特權階級の國家に對する人民の反

抗として、專制政治に對して自己を防護せんとする人民の要求として生れたものであつて、立法・司法・行政を分立せしめ、このチェック・アンド・バランスの上に、その何れもの恣意と專權とを抑へんとするものであると云はれるが、根本においては立法を人民の議會のことゝし、人民は自己の生れながらにして有する權利を人民の承認なくして侵されることなきやう、それらを議會において立法せられる法律によつてのみ制限せられうるとするにあつた。國家と個人とは相對立するものとして、又それらの權利は天賦の人權として考へられたのであつた。

その樣な、人民・個人・人權といふものは勿論今日のドイツは承認しえない。何故ならば既にその如き思想の根底なる個人主義自體が否定されたのであるから。ナチス・ドイツは民族共同體なのであり、個人は民族共同體に對立し、それから自己を護るべきものではなく、民族共同體に包攝された、その一員なのであつて、自ら積極的にこの民族共同體の形成とその發展の爲に奉仕しなければならないものなのである。この民族共同體の形成と發展の爲には然し個人の創造的な人格の活動が要求される。その樣な意味での人格と、その人格の活動の爲の權利とはナチス法によつて保護されなければならない。

それ故民族の防衛の爲には一九三三年二月二十八日ワイマール憲法四十八條第二項によつて「國民及國家の保護の爲の大統領令」が發せられ、憲法一一四條（人身の自由）一一五條（住居の不可侵）一一七條（信書の祕密）一一八條（言論出版の自由）一二三條（集會の自由）一二四條（結社の自由）一五三條（所有權）はその效力を失ひ、それらの自由權の制限は「定められた法律の限界を超えて」行ひうることとなつたのは當然であり、今日においても之らの權利は停止されてゐる。

その他の權利（例へば移轉移住の自由、信仰及良心の自由等々）は許容されてゐるが、その解釋は勿論、民族的意味においてなされなければならない。すべての權利の保護は個人の權利が天賦の人權なるが故に、保護さるべきものなるが故になされるのではなく、民族共同體の發展のために、個人の自由な創意的活動を必要とするが故にである。

フランス革命の時にとなへられた平等は其の自由と同じく個人主義的のものであつて、すべて人間は本來平等なものであり、差別を與へられるべきものではなく、「各人に平等を」與へなければならない、といふのであつた。しかしナチス・ドイツはかくの如き平等なる人間とい

ふものをみとめない。各人は本來、差別的なものであり、能力と云ひ資性と云ひ千差萬別のものであつて、各人がその能力と資性において十分に民族に奉仕しうる樣にすることを必要と考へる。卽ち「各人に彼のものを」と云はれる。我が國古來の政治原理たる「各人をしてそのところを得しめる」ことが今日のドイツの理想とするところである。

III 大ドイツの統一

Ａドイツの統一

ドイツの統一はドイツ民族千年の夢であつた。第一帝國と呼ばれるオットー一世の神聖ローマ帝國は、その中に多くの諸侯國をもち、皇帝の位もそれら諸侯の選定又は承諾を必要としたのであつた。しかしこの選定も初めは一個の家に長期間固定したものであつたが、やがて帝權の衰微、諸侯の强力化、都市同盟の勃興等によつて選擧權を有する一定の諸侯（選擧侯）によつて選定せられることとなり、更に後オーストリアの勃興と共にハップスブルグ家に固定するも、統一君主としての實力に乏しく、一家の利益を旨とし、ドイツは全く統一なく支離滅裂の狀態となつた。

かくて十九世紀に至り漸くにして再び統一の機運は醸成せられ、中葉にはオーストリアを除く殆んど一切のドイツ國土はプロシヤの下に關稅同盟に加入した。ウィルヘルム一世の治世に入り、ビスマルクその下に用ひられ、彼の鐵血政策は遂に北部ドイツ諸國を併せて一個の聯邦

をつくり、プロシヤ國王は永久にその盟主となることとなつた。

この聯邦はやがて一八七〇年の普佛戰爭を通じて南獨諸國をその傘下に集め、七一年ヴェルサイユ宮殿鏡の間に於けるドイツ皇帝卽位式、新ドイツ帝國の建設となつた。このビスマルクの手によつて建設されし新ドイツ帝國こそ、第二帝國と呼ばれるところのものである。然してこの第二帝國は軍備、外交、通商、交通の事は之を中央政府に統一するも、司法、警察、財政、宗敎、敎育に關しては尙之を聯邦各邦の手に殘し、又中央立法部として聯邦諸政府の代議員より構成される上院と、國民の普通選擧による代議員より成る下院の二院制をとつてゐるのであつた。それ故、ドイツは統一されたと云ひながら聯邦各邦（ランド）の獨立國家性は尙非常に强いものであつた。統一國家はランドに對しライヒとよばれる。

ワイマール體制はこの聯邦制をそのまゝ承繼した。唯、皇帝がその帝位を逐はれたと共に各邦の王位もくつがへされ、共和政となり、議會主義政府がおかれた。憲法的にはランドの行政も可成り制限され、課税高權もライヒに移され、その獨立國家性は以前より稀薄化せるかのごとく見える。然し前に少しく觸れたやうに、南北ドイツの對立、プロシアに對する各ランドの

反感を煽動する英佛の手により、各ランド間、各ランドとライヒの間の對立抗爭は漸くはげしく、ワイマール體制の晩年はこれらの繋爭問題に、全くドイツ統一の脆弱性、更にその分裂狀態を露呈するのであつた。この不統一・分裂狀態は又國內の諸政黨對立によつて一層激しく、それ故このワイマール體制は第二帝國と次のナチスの第三帝國の間に介在するものとして「ワイマール中間國家」と云はれる。

ドイツは一つにならなければならなかつた。ドイツが分裂狀態に於いて相抗爭する間に、ドイツ民族の血は汚され、その民族性は破壞せられ、全く他民族の壓迫の下に自らを失はなければならないのであつた。ドイツ民族をかくのごとき分裂においたのは、何等本質必然的なものでなく、偶然的なもの、封建諸侯の政治的な對立であつた。ドイツ民族の維持とその發展を目的とするナチスはこのやうな對立分裂狀態をそのまゝに打過すことは出來なかつた。ドイツ民族國家は同時にドイツ統一國家でなければならない。こゝにヒトラーの第三帝國が建設される。

ナチスはかくて一步一步統一國家完成への道を步んだ。その足跡を示すものは、

一、第一均制法（一九三三・三・三一日公布）
二、第二均制法（ライヒ代官法）（一九三三・四・七日公布、四・二五日、五・二六日、十・十四日改正）
三、ライヒ改造法（一九三四・一・三〇日公布）
四、参議院（ライヒス・ラート）廢止法（一九三四・二・十四日公布）
五、第一司法權移讓法（一九三四・二・十六日公布）
六、第二司法權移讓法（一九三四・十二・五日公布）
七、第三司法權移讓法（一九三五・一・二四日公布）
八、ドイツ市町村制（一九三五・一・三日公布）
九、新ライヒ代官法（一九三五・一・三〇日公布）

等の諸法制である。ナチス革命以前からドイツの統一國家的運動乃至傾向といふものはなかつた譯ではない。然し此處に實現せられた統一は實に統一民族的運動乃至傾向として、從來のものとは全く新らしい性格と意義とを持たせられてゐる、といふことが注意されなければならない。民族の政治的統一、そこにこそこの新らしいドイツ統一國家の意義はあるのである。ドイツ民族の凡ゆる生ける力を動員し、集中し、之に最高能力を發揮せしめることが、ドイツ民族

の保持と發展の爲に絶對的に要求せられ、それによつて始めて民族は繁榮することが出來、外部からの攻撃に應ずることが出來るのである。それが爲には中央の政治機構が後述のごとく、尖鋭に集中化された組織をとると共に、行政組織の末梢までがこの中央に一元的に集中せられることが必要となる。而してかゝる意味に於ける力の集中、統合に於いては、近世的集權國家が一切の生活・文化を中央集權化し、一様化することによつて、實際には國民の生活、文化を萎徴し、沈滞せしめたのとは反對に、それらの力を眞に生かし、最も强力に活動せしめなければならない。各部分部分の活潑な活動の集中、統合こそ實にドイツ民族の力なのである。それ故に政治的權力は最も尖鋭に中央集權化されなければならないと共に、又その執行・行政は合理的に地方分權化され、地方的な文化・經濟・生活の構造がそのまゝ生かされなければならない。この様な顧慮の下にドイツの政治的統一はなされた。

此處にはドイツの統一化の過程を歴史的に叙述する必要はないであらう。從來のランドが今如何に變化し、ライヒとの關係がどうなつてゐるかを眺めることとする。しかも此の場合地域的に全國土の五分の三を占めるプロシヤは他の諸ランドとは特殊の地位を占めてゐるので、之

は後に觸れることとしよう。

B. ランドのライヒ的形成

ワイマール中間國家に於ける各ランドは、その憲法の自律性を議會主義的共和政治形態を採ることを强制せられることによつて制限せられ、又關税高權の制限、軍隊・鐵道のライヒ化が行はれたとは云へ、尙相當强固な「獨立國家性」を保持してゐた。ランドは固有の政府をもち司法權を行ひ、又立法權をも持つてゐた。ライヒのランドへの監督權はライヒが立法權をもつ事項に限られてゐた。

第三帝國に於いてはかくの如き獨立國家性、聯邦國家制は完全に否定されて、ランドは單にライヒの行政區劃としての州に變化した。

(イ) ライヒ代官

各ランドにライヒの機關としてライヒ代官がおかれてゐる。ライヒ代官はランドとライヒと

の有機的關係づけの爲に設置されたもので、最初一九三三年三月三十一日のライヒ代官法による。

同法によればライヒ代官はプロシヤを除く各ランドにおかれ、（プロシヤに於いてはライヒ宰相が代官の職務を行つた）大統領がライヒ宰相の推薦にもとづいて任命した。その任期はランドの一議會期（新に改選された議會が解散され、又は任期滿了するまでの期間）の間であるが、大統領はライヒ宰相の申出によつて何時でも之を罷免することが出來た。

ライヒ代官の任務は、ライヒ宰相によつて樹てられた施政方針がランドに於いても遵守される樣に努力し、國家の政治的統一を確保するにあつた。この爲にライヒ代官はランドに於いてランド政府首席の任免權、ランド議會の解散權、ランド法律の審署、公布の權、ランド官吏の任免權、恩赦權等の諸高權を有するので、行政機關、司法機關等の人的構成は全くライヒ代官の方寸にあつた。それ故、從來行はれた樣なランド議會のランド政府に對する不信任決議の如きはも早許されるところではない。

ライヒ代官はランドに於けるライヒ宰相の政治的受任者としてライヒの機關であるから、ラ

ンド政府の一員たることは許されなかつた。この法の實施にあたつては國家と黨との統一が特に考慮されて、ランド代官はナチス運動の指導的地位にある者が任用されたことが注意される。

その後、ライヒ改造法（一九三四・一・三〇）に據つて、ライヒ代官はライヒ內務大臣の監督の下におかれ、ランドの高權はすべてライヒへ移讓され、ランド政府はライヒ政府に隸屬することとなつたことによつてドイツ・ライヒの統一は愈々明確にされた。ライヒにランド高權が移讓されたことによつて、ランド高權は否定されたのであるが、之らの權利は一九三四年二月二日のライヒ改造に關する第一命令で再びランド官廳に移讓された。然し今後はライヒの委任により、ライヒの名に於て之を行使することとなつたのである。そしてこれはランド官廳に對してのみならず、ライヒ代官にも適用された。

更に一九三五年に至り新らしきライヒ代官法が制定せられ、一九三三年のライヒ代官法は廢止されることとなつた。新法によつてライヒ代官はランドから切り離され、宰相の決定する「管轄區域」のライヒ中間機關となり、ライヒ政府の常設的代理者として、宰相の樹立せる施政

方針がこの管轄地域に於て遵守せらるべく留意することを任務とするやうに規定された。

管轄地域はライヒの地方的新區劃が決定されてゐないので、依然ランドが之にあてられてゐるが、人口二百萬以下のランドは二つ合して一代官がおかれてゐる。新法に於いてもプロシヤは特別地域とされ、ライヒ代官の職權を行使する者は宰相であるが、宰相はこの職權をプロシヤ首相に委任しうることとなつてゐる。同法によればライヒ代官の職權、ライヒに於ける地位は丁度プロシヤの各州知事のそれと同等のものとされてゐる。

ライヒ代官の任免權は勿論、宰相の手にあり、ライヒの各大臣はその主管事項に關する限りライヒ代官に直接訓令を發することが出來る。又新法によつてランド政府の獨自の地位は全く否定されて、宰相はこの政府の指導・運營をライヒ代官に託することが出來る、と規定してゐる。

要するに新ライヒ代官法によつてランドは全くライヒの一行政區劃となり、そのランド行政の尖端に立つものとしてライヒ代官をおいたのであつた。

(ロ) ランド政府の地位

從つて獨自の立場をもつてゐたランド政府の地位は、その指導・運營がライヒ代官の下におかれるものとして、全くライヒへ統一されてしまつたのである。ランド政府員の任免も、ライヒ代官の推薦によつてライヒ宰相が行ふこととなつた。

(ハ) ランド議會

ドイツの政治的統一にあたつて、ナチス革命の後、最初に行はれたのはライヒとランドの議會を中心とする政治的統一であり、一九三三年三月三十一日公布された「第一均制法」によるものである。之と前述せる同年四月の「ライヒ代官法」によつて先づライヒの改造は實現したのであつた。

ナチスは政權を獲得するや、ライヒ議會を解散し、三月五日に總選擧を行つた。この均制法によつてランド議會も解散せられ、三月五日のライヒ議會總選擧に際し、各ランド內で諸政黨の候補者名簿の獲得投票數によつて新たに議會を構成した。但し、反國家的政黨として共產黨

への議席の割當は全く無效として、認められなかつた。尚、同年七月七日の「國家指導の保障の爲の命令」によつて、ライヒ・ランド共に議會に對する社會民主黨の候補者名簿への議席割當も無效を宣告されたのであつだ。新ランド議會は三月五日に選擧を行つたものとして、その任期は四年、任期中は解散されない。但しライヒ議會の解散は當然に各ランド議會の解散を伴ふ旨を本法は規定したのであつた。

之によつてライヒとランドとの政治的均制が企圖されたのであるが、尚ランド議會は相當に力を有し、ランド政府も議會の信任を必要としたが、ライヒ代官法の制定に及んでランド議會はライヒ代官の解散權の下におかれ、既述の如く不信任決議權も否定されるに至つた。

この後、ライヒ改造法によつてランド議會は廢止せられることとなり、此處にワイマール體制によつて創始された各ランドの民主的議會主義性はその片鱗をも殘さないこととなつた。

(二) ランドの諸權力

獨立國家的なりし各ランドは、ランド獨自の意思を以てランド内の政治を行ふ固有の諸權力

をもつてゐた。立法權、行政權、司法權等々といはれるものがそれである。

このランド諸權力はナチス革命以來、或は均制法により、或はライヒ代官法により次第に制限せられ、ライヒの指導・監督の下に統一せられることになつて來たのであつたが、既述のごとく一九三四年に至り「ライヒ改造法」は「各ランドの諸權力はライヒに移讓される」旨を規定した。此處にランドは全くその獨立國家性を失ひ、ライヒの政治的統一は成つたものと云ふことが出來る。然し實際に於ける政治の運營の必要上一度ライヒに集中統一された諸權力は更に「第一施行令第一條」によつてライヒよりランドへ再委讓された。つまりランドはライヒの地方行政區劃としてライヒの高權を委任されて行使することとなつたのである。

立法に就ても一樣にライヒ法律のみが行はれることとなり、固有のランド法律なるものはもはや存在せず、一定の範圍に於いて、ランドがライヒの立法をなすので、地方的立法者としての意味をもつにすぎない。それ故ランドの立法はライヒ大臣の同意を必要とし、この同意の後ライヒ代官が之を審署し公布する。又或場合にはライヒ政府はその必要と考へるランド法律をライヒ及びランドの立法の範圍内に公布することをランドに命令することが出來る。

於ては必要な命令を、ライヒ大臣の同意なしに公布する自由をもつてゐる。但しこの場合ライヒ大臣はその事務の範圍に於いて、法規命令の公布前に内示を命ずることが出來る。これらの規定によつて立法が全くライヒの手に統合されたことが理解できるであらう。

ランドの行政權も勿論ライヒへ移された。ランド政府は改造法により全くライヒ政府に隷屬することとなり、その政府員もライヒ代官の推擧に基いて總統によつて任免されるのである。もはやランドにランドの純粹の官吏といふものはなく、凡てライヒの官吏となつた。その任免もすべて宰相によつて行はれるのであるが、宰相はこの任免權を他に委ねることを得る。

ワイマール憲法に於いてライヒは固有の警察權をもたず、ランド警察機關に對し、大統領もライヒ宰相も命令權がなかつた。が今日ではランドの固有の警察權といふものはなく、ライヒへ統一された。

又ランド財政權もライヒへ統一され、一九三六年の地租法及び營業税法によつて、從來ランドに分散されてゐた不動産税法がライヒに統一された。

（ホ）司法權

司法權については一九三四年二月十六日の「第一司法權移讓法」一九三四年十二月五日の「第二司法權移讓法」一九三五年一月二十四日の「第三司法權移讓法」の三つの移讓法が公布され、「凡て裁判所はドイツ民族の名に於て裁判する」と規定し、ドイツ司法權の統一的、民族的性質を明かにすると共に、ライヒ大統領（後、宰相）は大赦權、恩赦權を行使することを得ることとした。翌年のライヒ代官法によればライヒ大統領―宰相に屬する恩赦權は之をその兩委讓權と共に他に委任することを得る。一九三五年二月一日の「恩赦權行使に關する布告」は總統が重要な場合の恩赦權行使の他之をライヒ大臣に委ね、又一定の場合にプロシヤ首相及びライヒ代官に委ねうることを述べてゐる。

第二移讓法は司法權が一體化して、ライヒに所屬し、ライヒによつて統一的管理を必要とすることを云ひ、第三移讓法に於いて更にランドの司法官廳がライヒ官廳となり、司法官はすべて直接ライヒ司法官となることとなつた。更に一九三七年二月十三日ライヒ公證人制の公布によつて、公證人のライヒ統一がなされることとなり、此處に司法制度のライヒ化は完成したの

であつた。

（へ）プロシヤの地位

プロシヤは同じくランドとは云ひながら、地域的にも人口的にも全ドイツの殆ど五分の三を占め、その大きさに於いて他とは全く比較にならない。しかのみならず、歴史的に見ればビスマルク第二帝國の統一はプロシヤの強化によつて、その傘下に諸々の國を集めることによつてなされたのでライヒ統一には特殊の地位をしめてゐる。ワイマール中間國家の憲法制定にあたつては、プロシヤをその縣に相當する大きさの數個の小ランドに分割することによつてプロシヤの特殊の地位を否定せんとする試みがなされたが、反對論に壓せられて遂に敗れ、ライヒとプロシヤの二元主義はそのまゝ繼承されたのであつた。

ナチス國家もこのプロシヤの特殊性を認め、一九三三年のライヒ代官法ではプロシヤにはライヒ代官は任命されず、ライヒ宰相がこの職權を行使した。然し實際にはこの職權行使は宰相の布告によつてプロシヤ首相に委任された。又ライヒ政府の閣僚は同時にプロシヤ・ランド政

府の閣員たり得るといふ同法の規定によつて、ライヒとプロシヤの政治は漸次に結合され、遂に凡てのプロシヤの省はライヒの之に該當する諸省と一つになつた。

一九三三年十二月「プロシヤ知事權限擴張法」によつてプロシヤの縣知事は縣に於けるプロシヤ政府の常任代表者として、縣に於ける行政がプロシヤ政府の指導目的と合致して行はれるやうに監督することを命ぜられ、又この必要の爲に縣內の官廳に報告を求め、訓令を與へる權限と、更に一般行政及び內務行政の官廳に大臣に屬する權限の範圍內で指示を與へる權限とを與へられた。この規定は一九三四年のライヒ改造法に利用され、プロシヤ各縣知事は「各縣に於けるライヒ政府の常任者」に任ぜられ、ライヒ及びランドの全官廳及びライヒ及びランドの監督下にある縣內の公法團體の職員に對し、報告を求め、訓令を發する權限を與へられた。そして從來プロシヤ內相の監督下にあつたプロシヤ知事は、ライヒの職務執行に際してライヒ諸大臣から直接指示を與へられ得ることとなり全くライヒの中間機關となつた。

一九三五年の新ライヒ代官法に於いてもプロシヤは特殊の地位を與へられ、舊代官法と同じくプロシヤに於けるライヒ代官の權限行使は宰相からプロシヤ首相に委讓されてゐる。

新法によつてライヒ代官は各ランド政府の指導者として行政の尖端に立つこととなつたが、プロシヤに於いてのみは、その首相がランド政府の首席である。又ライヒ代官のライヒ政府の同意に從つてランド法律を作成、公布するといふ權限は、プロシヤでは首相に屬してゐる。

C 地方自治制

(イ) 地方自治の意義

從來考へられてゐた地方自治は、西歐的立憲政と同樣に政治は民意によつて行はれなければならないといふ民主主義的な思想的立場に立つてゐる。すなはち、國家の地方行政を地方民の民意の上に行はうといふ要求の下にあつた。それは或はイギリスに於ける如く國家の地方行政を地方民自身が行ふといふ思想、或はヨーロッパ大陸諸國の如く國家から或る程度獨立した地方團體の固有の行政といふ思想となつてゐるが、何れもその根本に於いては同樣に國家の政治と或る程度對立し、分離した意味で地方自治が云はれてゐたのである。ナチス國家は民族的統一國家としてかくの如き自治の意義を否定し、新たに統一的國家行政の地方的細胞として統一

的指導の手段として地方團體とその自治を考へてゐる。即ち地方團體は國家の公共行政を擔任すべき最下位にして、民族に最も近接した段階として考へる。一九三五年一月三十日の「ドイツ市町村制」がナチス自治制度の法源をなすものであるが、かくの如く自治を國家政策的意義に考へるが故に、この法の前文は、自ら「ナチス國家の基本法」と稱し、「この基礎の上に新國家の建設が完了せられんとする」と云ひ、又第一條には「市町村は、地區共同體に於いて生きてゐる民族の諸力を綜合して、各鄕土の公の任務を遂行せしめる」と規定してゐる。

（ロ）ドイツ地方自治制

一九三五年の「ドイツ地方自治制」はベルリンを除き劃一的に全國に施行された。ベルリンに於いては後述の如く「ベルリン都制」が實施されたのである。地方自治制の前文によれば、「ドイツ地方自治制は國と黨との緊密な協働により地方團體をして最もよく活動せしめ、且つ地方自治の創始者ライヒ宰相シュタインの眞精神に於いて國の目的を達成せしめんとする」とある。

ライヒ宰相シュタインとはカール・フォン・シュタインであつて、彼は自治制度の壓迫が國民の公共的精神を萎縮し、利己的ならしめることをフランスの侵入によつて痛感し、新に自治制度の基礎として政治的改革を指導したのであつた。彼の抱負は一八〇八年の「プロイセン市制」となつて實現した。彼の考へは國民の公共的精神の涵養、國民意識の昂揚の爲に、國民自身の公務に參加させんとするにあつた。しかも其處には專制政より立憲政への過渡的準備として、自治制によつて國民をして「先づ卑近なる公共事務の處理に習熟せしむる」といふ主旨も藏されてゐたのであつた。

ドイツ地方制はこのシュタインの眞精神を復活し、地方團體と國の目的達成に協力せしめようとするのである。然しシュタインに於いては自治は一般市公民の公共行政への參加を意味したが、ナチス國家に於いてはナチス黨の公共行政への參加を意味してゐる。それは自治行政が人民の聲による行政であるとすれば、人民の聲を眞に代表するものはナチス黨であると考へられる今日、ナチス黨の地方行政參加こそ眞の自治と云はなければならない。そして地方行政に於いても指導者主義が採られ、シュタインの個人主義的原理を否定してゐる。

地方行政の主要なる機關は首長（ビュルガー・マイスター）である。首長及び副首長は黨代表者（後述）が地方會議議員と相談して三名の候補者を擧げ、上級監督機關がこの中から一名を選んで承認すると、その地方自治體が之を任命するのである。指導者原理をとるナチス自治制に於いては首長は「別段の場合を除き、完全且絕對の責任を以て行政を處理する。」公民の行政參加は地方會議及び副會議に依る協議に止まり、この場合も協議の責任は首長にのみ存してゐる。

首長についで重要なのは黨代表者である。之は前述の如きナチス黨の行政參加の爲不可缺の制度である。黨代表者は黨と地方行政との調和を確保する爲に首長の意思決定に協力することをその任務とする。

又地方行政と公民團體との緊密な結合の爲の機關として「地方會議」がおかれて、議員は黨代表者と首長との協議によつて選任される。

地方自治體に於ける「公民」と云はれるのは同一の地方自治體に一年以上居住し公民權を有する滿二十五歲以上のドイツ國籍者である。公民は首長の命に從つて名譽的活動をしなければならない。理由なく之を拒み又は之をしない時は處分を受けることに定められてゐる。

（ハ）ベルリン都制

ベルリン都制は一九三四年六月の「ベルリン都制」及び「同法第一施行令、第二施行令」、一九三三年十二月「地方財政法」、一九三四年三月「首都ベルリン國家委員の任務擴大に關する法」及び「同法施行令」によつて定められてゐる。

右によれば地方自治體たるベルリンはライヒ及びランドの首都であり、又州の事務をも處理する。都長（オーベ゛ビユルガーマイスター）を指導者とし、數個の行政區に分たれる。行政區の數・境界・名稱は、條例によつて定められると規定してゐる。

D　大ドイツの建設

ナチスの綱領はその第一條に

我らは民族自決の原則に基き、全ドイツ人を大ドイツ國に結成せんことを要求す

と云ふ。

ベルサイユ會議は我が公正なる人種平等の提案を闇から闇に葬りつゝ、しかもウィルソンの

民族自決主義を高唱し、狹いヨーロッパに多くの小國を分立せしめた。それは單に之を分割支配せんとする英米の策略にすぎないのであつた。

それ故ドイツの民族自決の要求などはもとより顧みられる暇はなかつた。ドイツはその多くの領土と國民とを削り取られた。しかしヒトラーとその運動は決して單にこの奪取せられた土地と人口を奪ひ返すことのみを要求するのではない。

「一九一四年當時の國境の回復を叫ぶことは無意味である。——それはブルジョア世界の人々である。彼らには政治的見透しなく、單に過去に拘泥するにすぎない」

かうヒトラーは云つてゐる。

彼の要求するのはドイツ民族の統一と、民族と土地との均衡である。

「民族社會主義運動は民族に生活資源を與へ、政治的軍事的に之を援助する土地を、民族の人々との間の不均衡を打破し、歷史的な過去を淸算し現狀の打開につとめることである。」

(イ) オーストリアの合邦

一九三八年二月ヒトラーは國會演説において

「我々はヴェルサイユの狂氣的行爲によつて亂雜にされたヨーロッパの經濟的民族政策的地圖の痛ましい結果を見る。我々の國境を接する二つの國は一千萬以上のドイツ人民衆を包含してゐる。彼らは大戰に際し一九一八年までドイツ兵士と肩を並べて戰つたのである。しかも彼らは彼らの意思にも拘らず平和條約によつてドイツとの結合を禁止された。」

と、大ドイツへの要望をのべたのであつたが、三月十二日オーストリア・ナチスのザイス＝インクヮルトによる內閣は組織され、ドイツ國防軍進駐、同日ヒトラーはオーストリアへ「凱旋行軍」をなし、インクヮルト首相と會見、

オーストリアの獨立は國際聯盟理事會の同意ある場合の外動かすべからず

とのサン・ジェルマン條約を破棄し、ドイツとオーストリアの合邦を宣言した。

かくて三月十六日の「オーストリア及ドイツの再併合に關する法律の爲の命令」によつて、始めケプラーがオーストリア長官となつて、內相と四ケ年計畫長官の下に、オーストリアの併合に關する一切の職務を行つたが、ついで四月二十三日「オーストリア及びドイツ再併合の爲

の委員任命に關する命令」によつて郷指導者ビュルケルが合邦委員となり、オーストリアのドイツへの國家的・經濟的・文化的再編入の政治的建設及び遂行につとめることとなつた。合邦委員はウィーンに駐在しヒトラーに直屬して一九三九年五月一日までにその任務を完了することを命ぜられた。從來のオーストリア長官も合邦委員に所屬することとなつた。

四月十日「オーストリアが自發的に喜んでドイツへやつて來たことを世界に證明する」爲に行はれた國民投票はこの事實を一〇〇%に近い數字を以て裏書した。尙同日オーストリアを含む大ドイツの國會選擧が行はれた。

一九四〇年三月オーストリアのドイツへの統一はほゞ完了し、ビュルケルは合邦委員を辭任、四月オストマルク法（オストマルクとは舊オーストリアのこと）公布され、オストマルクにウォーン、オーベルドナウ、オロール、ニーデルドナウ、ザルツブルグ、シュタイエルマルク、ケールンテンの七郷が設けられ、ビュルケル以下の黨の郷指導者がそれぞれの郷のライヒ代官に任命され、各郷は直接、ライヒ政府に屬することとなつた。

（ロ）ズデーテンの併合

オーストリアのドイツ合邦に刺戟されたチェコスロヴァキアのドイツ民族のドイツへの憧れの聲は漸くはげしくなり、先づヘンラインを指導者とするズデーテン・ドイツ黨の動きは活潑となつた。

その少數民族の平等權、定住區域の確認、自治の設定、ドイツ人地域にはドイツ人官吏を、ドイツ民族主義、ドイツ世界觀の信奉の自由等々の要求はチェコスロヴァキア政府の拒絶するところとなり、形勢は頓に惡化した。ズデーテン・ドイツ黨と政府との交渉はその後しきりに續けられたが、容易に妥結に至らず、この間、イギリスの介入あり、各地に衝突はおこり、不穩の氣はみなぎつた。

ヒトラーは黨大會において

「我々がズデーテン問題に參與する義務あるは當然である。この國に抑壓せられる少數民族の中にデンマークと同じ人口三五〇萬のドイツ人がゐる。このドイツ人も神の創造物である。神は彼らをヴェルサイユの國家建設によつて外國のいまはしき權力に引渡すために創造したのではなかつた。……經濟的

にはこれらの人間は計畫的に破滅せしめられ、次第に根絶されて居る。ズデーテン・ドイツ人の困窮は言語に絕してゐる。……これらの惱める人々が自ら何らの權利も援助も見出し得ないなら我々がその二つとも與へよう。

とのべて、萬一の場合の武力行使を表明した。英・佛はこれに對戰の準備をなし、チェコスロヴァキア政府は戒嚴令を布告、九月十九日にはヘンライン黨首はズデーテン地方のドイツ復歸を宣言した。かくて黨の解散を命ずる政府との間に抗爭は愈々激烈となつた。九月二十九日ミュンヘンにヒトラー、ムッソリーニ、チェンバレン、ダラディエの四國會談行はれ、ドイツ民族の要求はいれられ、チェコスロヴァキア政府も遂に之を受諾、十月一日よりドイツ軍は各地に進駐、十月三十一日ズデーテンはドイツ行政區に編入され、ヘンラインその總督となり、十一月二十一日最後的國境劃定行はれ、十二月四日ドイツ國會議員選擧が行はれた。

（八）　ボヘミヤ及びモラビヤ保護領

ズデーテン地方の合併後、チェコスロヴァキアの親獨的傾向は漸く顯著となつた。

一九三九年三月に至りスロヴァキア自治政府はその自治權擴張を要求した。然しハーハ大統領はこれを拒絶し、時の首相チソーを罷免した。スロヴァキアの單一政黨スロヴァキア民族統一黨はチソーを支持し、ドイツ又これを支持、問題は漸く激化、チソーは三月十一日獨立を宣言、新政府を組織し、ヒトラーに對して援助を乞ふ。ハーハ大統領は十五日ヒトラーと會見、これに對しヒトラーはチェコをドイツの保護領とすることを要求し、「ボヘミヤ及びモラビヤに關する協定」に署名せしめた。同日ドイツ國防軍は進駐し、十六日「ボヘミヤ及びモラビヤ保護領に關する命令」を發し、チェコは大ドイツに歸し、「ボヘミヤ及びモラビヤ保護領」とすることとなり、治安維持の爲、國防軍はチェコに進駐、ボヘミヤ及びモラビヤ地方を占領し、同地方施政責任者として、ズデーテン地方知事ヘンラインが任命され、同保護領の自治の許容、同地方居住のドイツ人はドイツ國民として取扱はれること、ボヘミヤ及びモラビヤ總督の任命、初代總督としてはノイラートが任ぜられた。

(二) スロヴァキア

スロヴァキアも三月十六日チソー首相よりヒトラーに對し保護を要求、十八日保護條約締結して、ヒトラーはスロヴァキアの保護を保障した。

（ホ）メーメル

メーメルに於いてはナチ派は壓倒的であり、もはや合併はたゞ時の問題であつたが、三月二十二日リトアニア政府はメーメルのドイツへの返還を決定の旨聲明し、兩國の間に協定なつてメーメルはドイツに復歸、たゞ自由港としてリトアニアの經濟的便宜がはかられた。

（へ）ポーランド

メーメルの復歸後、ポーランドには反獨熱旺溢し、イギリス亦チェンバレンによつてポーランド獨立援助の聲明をなし、英波相互援助條約を締結した。

ドイツはダンチヒ市のドイツへの復歸を要求し、尙、ポーランド廻廊の道路鐵道の敷設を要求し、又英波條約によつて獨波不侵略協定は破棄されて、もはや存在せざるものと考へるとポ

ーランドに通告した。
ポーランドのベック首相はこれに對し、ドイツの不侵略協定破棄を難じ、ダンチヒに於ける權益擁護、ポーランド廻廊の領土主權の喪失反對を以て答へた。
ダンチヒのナチス黨指導者フォルスターは五月十日即時ドイツ復歸を要求し、ダンチヒの形勢は惡化の一路をたどつた。ドイツはソヴェートと不侵略協定を締結、ポーランドを處理せんとした。ダンチヒの返還、ポーランド廻廊の割譲、國境改訂の要求は發せられ、イギリスの狡猾な策動にもかゝはらず、九月一日遂に國防軍に對し攻撃の命は傳へられ、ダンチヒ併合は宣言された。九月三日イギリスの對獨宣戰。
ドイツ軍は破竹の勢を以つてポーランドを席捲、九月十七日にはソ聯軍のポーランド攻撃、二十二日獨ソ間の國境劃定に關する條約成立した。十一月七日に至りボヘミヤ及びモラビヤ保護領總督フランクがポーランド總督としてクラカウに駐在することとなつた。
クラカウ・ルブリン・ラドム・ワルソーの四行政區に分けられ、地方長官の下にナチス的行政が行はれ、下部の自治體においてはポーランド的行政が行はれる。

（ト）ルクセンブルグ、アルサス・ローレン奪還されたこれらの土地は郷として郷指導者がライヒ代官に任命され、ドイツの一部となつた。

ベルギー領マルメディー、オイペン・マルメディー等（舊ドイツ領）はライン州の一部となつた。

ドイツ民族の大ドイツ國家建設の夢はかくして實現した。しかもこれは今や民族の生存權の要求をも包含しつゝ、しかも十八九世紀のかの貪婪なる英米帝國主義者共のなせるが如き、異民族・異人種の奴隸化とその抑壓搾取によつてゞはなしに、あたかも我が皇國が肇國以來の理想となせる萬邦をしてその所あらしむるが如き方向をとり理念をもちつゝ、今日ヨーロッパ・ライヒの形成に努力しつゝある。

IV 指導者制

A　指導者制

「米國は今や民主主義の巨大な兵器廠である」

からルーズベルトは昨年暮の爐邊閑談に於て揚言し、更に今年初めの議會の致書においては、

「今や米國民は民主主義國家の崩壞が我々自身の民主主義に何を意味するかを自覺し始めるに至つてゐる。……米國並びにこの民主主義の未來と安全とは米國國境の遙か彼方の出來事にも絕對的に包含されてゐるものであることを報告することは議會に對する余の義務である。民主主義防衞の爲の戰ひは四大陸に於て敢行されてゐる」

と叫ぶ。

ルーズベルトやチャーチルは口を開けば民主主義の防衞を叫び、樞軸國家を獨裁國家群として誹謗し、

「爆擊と破壞とをもつて獨裁主義が創造せんとする暴虐政治の新秩序」

に反對し、「道義的秩序」の建設を說く。しかし、彼らがあくまでも全存在をかけて防衞せん

とする民主主義とは一體何であるか？　樞軸國家は果して獨裁主義國家であるか？　樞軸國家が「平和的に」そして眞の意味においての「道義的に」建設せんとした新秩序を武器をもつて拒んだのは一體誰だつたのか？

彼らがあくまでも、全國家の存在をかけて防衛せんとする民主主義とは、人民の爲の、人民による、人民の政治を標語とし、中世的なカトリック法王廳を中心とする敎會の組織、廣地域的中世國家を否定して生れ來れる近代國家の國家形態であり、實は一切の權威を否定し、傳統を破棄し、質を量におきかへることによつてなされる多數決政治である。しかもこの多數とは全くつくられたる多數であつて、そこに民主主義は實にユダヤ解放の政治形態となるのであつた。アメリカ民主主義を見てもそのことは明かである。人民による人民の爲の人民の政治によつてなされるアメリカ民主政治は、實に暴虐なる、無數の有色人奴隷の抑壓と酷使の上にのみ築かれる。しかも之を單にアメリカ白人に於て見るも、何ら眞の意味に於ける自由・平等の政治が行はれてゐるのではない。大統領選擧における「極端な政治的腐敗、投票の買收、恐喝其の他の凡ゆる陰謀」が暴露されてゐる。金力政治、ユダヤ金權の獨裁！　それこそ彼らが全國

家的存在を賭けて防衛せんとする民主主義の正體なのである。アメリカ輿論調査研究所によつて作られた輿論——人の好い人々は輿論研究所といふものは輿論を揑造する機關であることを知らない——とは異り、眞の國民の輿論は明かに戰爭に反對しつゝあるにも拘はらず、民衆を無視するユダヤ金權的「輿論」政治は、日本に對する攻擊の途に驀進しつゝある。彼らが口を開けば軸樞國家に對して浴せかける獨裁國家の誹謗は正に彼ら自らにはねかへらなければならなかつた。まことに民主主義とはヒトラーが今年施政八年記念の日にシュポルト・パラスト大會堂から正しくも叫んだやうに

「世界を掠奪する爲の一手段である。」

「デモクラシーの假面のもとに過去三百年間、暴力が用ひられ、戰爭に委ねられ、世界の支配が行はれた」

のであつた。

民主主義者共の云ふごとく樞軸國家は獨裁國家であらうか？　ナチス政治論の筆を進めて今やその指導者制を語るべき場所に至つてゐる私は、之をドイツの指導者制に見る事にしよう。

ナチス政權が確立された當時、我が知識階級、ジャーナリズムは、これをイタリア・ファッショとならべて獨裁政治のレッテルをはつた。先づ彼らにとつて獨裁政治とは何か？ 彼らの頭の中には民主主義とそれを否定するものとして獨裁主義としか政治原理はないといふことを先づ知つておく爲に、わづらはしいが「岩波書店發行・法律學小辭典」の「獨裁政」の項をひいて見る。かう書いてある。

「廣義では民主的政治原理の否定を原理とする政治形態（autocracy, Autokratie, autocratie）、十七八世紀ヨーロッパの絶對政はこれに屬する。狹義ではさういふ政治形態の中で非常時に應ずるための過渡形態たる性質をもつもの。ローマのスルラやケーザルの獨裁政（dictatura）や、近年の諸獨裁政（dictatorship, Diktatur, dictature）は多くこれに屬すると考へられる」

彼らの云ふ獨裁政とは民主主義の否定である。では彼らは一體民主主義をどう考へてゐるのか。

「國民一般に廣汎な範圍で參政權が認められてゐる政治形態、或は衆民政と呼ばれる。獨裁政に對する概念。君主政、共和政の兩者を通じて可能な概念であるが、或は共和政についてのみ用ひられることもある。」

それではナチス・ドイツは原理的に變化してこそをれ、議會もあり、國民投票制度も持つてをり、ワイマール憲法第一條の「ドイツ國は共和政體とする」といふ規定も否定はされてゐないのであるから、民主主義であつて獨裁主義ではないと抗議することが出來よう。然しそれはむしろナチス・ドイツが斷るであらう。ナチス・ドイツはユダヤ的な民主主義を根本的に否定するものであるから。恰も日本の知識階級はナチス指導者制がこのユダヤ的民主主義を否定したが故にこそ、それが宛も國民を無視した、一人の亂暴者の恣意によつて政治がなされるかのごとく印象づける爲に獨裁政のレッテルをおしつけたのである。指導者制は彼らのいふが如き意味に於いて獨裁政ではない。

ナチス・ドイツが原子的平等的個人を否定し、共同體としての民族を政治的基本價値とすることは既に述べたところである。それ故に民主主義が自由平等な個人から選擧や、議決といふやうな形式でつくり出す政治的統合は此處では全く何の意味も持たない。その樣な政治的統合は國民の政治的訓練が十分にうまく行はれてゐる場合が想像されるとしても、多數者の意思の貫徹される陰には、常に少數者の意思は無視されなければならないといふ不合理が存在してゐ

るし、しかも多數の意志ならば國家乃至民族を崩壞せしめてもかへりみないといふ危險を藏してゐる。いはんや、實際に於いては權力的壓迫や、暴力や、買收や、ユダヤ的ジャーナリズムによる宣傳やによつて、全く僅かなユダヤ金融資本家の委員會によつてこの多數者が捏造されるに於ておやである。民族を基本的價値とするナチス・ドイツに於ては、この様な個人の意思の集積は、多數であれ少數であれ問題ではない。民族の意思、それこそが問題であり、政治的指導は常に民族共同體の守護とその政治的發展を目的とする。此處では個人の目前の利益や希望が、或は無視されるやうな政治的決定がなされる場合があるかも知れない。しかし民族共同體自體の維持・發展といふことに於いて民族同胞としての彼等はその個人的な利害を超えたところに眞の安心立命の地を見出すであらう。それは多數者の決定の陰に抑壓される少數者の不平不滿にみちた諦めとは全く異る。政治は自由主義的概念に於ては權力による統制作用として考へられてゐた。ナチス民族國家に於いては、「指導」といふことにおいてそれは全く新しい意義をもつ。すなはち民族の守護とその政治的發展といふ目的において政治は單なる權力作用から指導へと發展し、權力の行使自體がそこにおいて合法化され、正當化される。それ故に政治

的指導者は、かつての專制君主のごとく民族を超越し民族から隔絶されたものでなく、民族自體から生長し、民族自體を表現するものでなければならない。指導者が民族自體として、自分自身の爲にではなく、民族の維持・發展のためにのみ生活するところに彼は權威の擔ひ手となる。權威は國民の民族共同體への隨順を基礎とする。國民の民族共同體への絕對隨順といふことにおいて、この民族共同體の表現者・民族意思の具現者としての指導者ははじめて權威の擔當者となる。しかし指導者が眞に指導者たるのはその天稟的な人格によるものであつて、彼が指導者であるといふことは、その人格に於いて、彼が民族共同體そのものであり、權威の擔當者であるといふことなのである。權威的指導者のみが眞の指導者なのである。かくてナチス指導者國家は、權威的指導者國家と云はれる。

　權威的指導者國家においては、國民は被支配者ではなくて、隨從者（ゲフォルグテ）と云はれる。隨從者は指導者の指導に隨從し、割り與へられた任務を責任を以つて遂行し指導者と一體となつて民族の發展のために働くものである。恰も部隊長の指揮のもとに一體となつて戰ふ兵隊のごとくである。たゞ異るのは部隊長はその地位にあることによつて兵隊がその指揮に從ふのであるが、指

導者の場合には前述のごとくその人格こそが問題である。ヒトラーは云ふ。

「人間のすべての價値は人格にあり、すべての思想、事業は人間の創造的活動の結果であり、且つ偉大さに對する讃嘆は、單なる感謝にはあらずして、之に感謝する人々をむすびつける紐帶であることを銘記すべきである。」

と。

權威に對する絶對隨順といふところに、それが恰も一切の自由と權利の喪失であるかのごとく宣傳された。しかしそれは勿論誤解である。勿論、民族的指導者國家においては民族共同體の維持とその政治的發展こそが一切の價値の基準であり、自由や權利は、無制限に個人的な恣意によつて行使することは許されないことは既に基本權のところでのべた通りである。しかし自らを民族共同體に抱かれる一員として自覺する人々は、積極的に自らの創意によつて共同體の爲に活動するところの自由と權利とをもつてゐる。時々それは「國家からの自由」ではなしに「國家への自由」といふ樣な言葉であらはされる。此處では古き自由主義的意味における個人は既に民族の生活法則に服從する民族同胞としての個人に人間觀の轉換が行はれてゐるの

であることを考へなければならない。そのことは皇運扶翼の行者としての日本臣民に許されてゐる權利義務について考へれば理解しやすいことである。

ヒトラーは「下に對する權威、上に對する責任」を國家組織建設の原則として强調する。彼は「我が鬪爭」の中にも「あらゆる指導者の權力を下部に及ぼし全責任を上部に及ぼせ！　この原則こそはかつてプロシャ軍隊をドイツの驚異的武器たらしめた原則であつた。この原則は將來のわが民族國家機構の根本原理たらねばならぬ」と書いてゐる。權威的指導者によつてのみ眞の指導が行はれ、その場合にのみ國民は隨從者としてその指導に服從することが出來ることは既にのべて來た。群れ遊ぶ一團の少年達の中に自然に大將が出來るやうに、指導者は自然にその精神的肉體的能力によつて民族の中から生れ出るのである。民族指導者國家は自由主義國家における如き人格の平等を否定し、むしろ全く人格の不平等原理から出發するのである。議會主義的民主主義的國家に於いては統治者は單に多數者の意思の執行者にすぎないため、完全に責任を負ふことなく、いつも形式的な責任に終つてしまふのを常とする。之に反して指導者國家における指導者は自らの意思によつてすべてを決定するが故に、その責任は絕對でありし

かも指導者はその民族から生長したものであることが、その責任を絶對的に負ふことを可能にする。しかも指導者と被指導的隨從者とは信賴關係によつて結合されなければならない。その信賴關係は時々行はれる國民投票や、ニュルンベルグの黨大會に於ける歡呼の聲やに於いて示されるし、又冬期救濟事業に集る夥しい寄附金も一種の「社會的一般投票」であると云はれてゐる。

この指導者原理はたゞ通常、指導者とよばれるヒトラーとその隨從者としての國民の關係ばかりでなく、官廳においては上級官吏と下級官吏の關係、黨においては中央・地方・鄕から地區、細胞に至るまでの關係、國民生活においては經營者と勞働者との關係等凡ゆる組織の組織原理として國家全體をつらぬいてゐるのである。

B 指導者兼宰相

一九三三年一月三十日、民族社會主義運動の指導者アドルフ・ヒトラーは、大統領ヒンデン

ブルグ元帥からフォン・シュライヒャーの後を承けて宰相たるの命を受けた。一九一九年始めて運動の火蓋をきつてから、一九二三年の彈壓をはじめ、幾多の妨害と之に對する偉大なる闘爭の後、一九三二年四月大領統選擧にはヒンデンブルグの千九百餘萬の得票に對しヒトラーは千三百餘萬といふ大いなる成果を擧げて世界の耳目を瞠若たらしめ、同年七月の國會選擧には前回の百七より一躍二百三十の議席を得てヒンデンブルグより副宰相就任の交渉を受けて斷乎之を拒否し、又同年十一月フォン・パーペン退却の後聯合內閣の宰相の地位を拒絕し、遂に一九三三年一月三十日宰相の地位に就いたのであつた。

此處にナチス運動は遂にドイツ國家を獲得した。ナチスの政權獲得はワイマール憲法に從つて合法的に行はれた。然しそれは眞の意味における革命の名に値するものであつた。革命とは暴動や流血による政權獲得闘爭に對する呼稱にはあらずして、全く新たなる世界觀、全く新たなる政治理念による全く新たなる政治價値の轉換を意味する。ソヴェート・ロシアの革命は叛亂と暴動、流血によつて行はれた。然しそれは決して新たなる政治價値の轉換ではなくしてユダヤ的民主主義原理の上に立ち、之を極端に推進したものに他ならないのであるから、眞の意

味においての革命の名にあたらない。ナチスによる政權の獲得は舊き世界觀・政治理念・政治價値によるドイツの全的否定を意味する眞の革命であつた。

ワイマール憲法の下にあつては、宰相も國務大臣も其の職に在る爲には國會の信任を必要とし、從つて國會の不信任決議は彼等をしてその職を去らしめた。又宰相は一般施政方針を決定し、之について國會に對して責に任じなければならなかつた。之は云ふまでもなく國會における多數者の支配政治である。ところがワイマール體制下のドイツは小黨分立して多數者の構成は全く不可能となり、ヒンデンブルグ大統領への權力集中、宰相の地位は次第に無力となつた。

しかし、指導者が宰相の地位につくことによつて事情は全く一變した。今やドイツ民族的指導者國家建設の基礎がおかれたのである。彼は運動の指導者にして同時にライヒ宰相となつた。此處に彼は「指導者兼宰相」(Führer und Reichskanzler) と呼ばれる。

一九三四年八月二日ヒンデンブルグ元帥は多難な八十七年の生涯を閉づるに及び、大統領の地位は、八月一日「ドイツ國元首法」によつて宰相の地位と結合された。

「従つて従來のドイツ大統領の權限は指導者兼宰相たるアドルフ・ヒトラーに移行す」

「ドイツ國元首法施行の爲の命令」は次のごとく述べてゐる。

獨逸國内務大臣殿

吾等國民の遭遇せる國民的不幸の結果として必然的に生じたる獨逸國元首の問題に就ての法規的規定は余をして左の指令（アンオルドヌング）を發せしむるに至れり

一、他界せられたる人の偉大性は大統領なる稱號に一回的（アインマーリゲ）の意義（ベドイトウング）を與へたり。本稱號は同稱號が吾人に告ぐる所のものに就ての吾人の全感情に依れば、偉大なる故人の名と不可分的に結合せり。故に余は豫め希望す、余は公私共に從來の通り指導者兼獨逸國宰相と呼ばれんことを。本規定は自今有效なるものとす。

二、余は欲す、余の一身に、從つて獨逸國宰相の職務に對して與へられたる、内閣に依りて議決せられ且憲法上有效なる信任は之に付與するに從前の大統領の職權を以てしたるも、此の信任は獨逸國民の明示的の追認を得ることを。總ての國權は國民より發するものなること、且其の自由にして祕密なる投票を以て國民より確認せらるべきものなることを確信するが故に、余は貴下に冀ふ、閣議の決定を

更に完全ならしむるが爲に即時獨逸國民の自由なる人民投票に附せられんことを。

一九三四年八月一日　ベルリンにて

獨逸國宰相　アドルフ・ヒトラー

國歩艱難なるの日、ワイマール憲法四十八條による大統領の獨裁化は、ヒンデンブルグ元帥その人がドイツ全民族にうけた信賴——權威の擔ひ手としての信賴のあらはれを意味した。古きドイツの傳統の上に生きたヒンデンブルグが大統領となるに及んで嘗てエーベルトによつて一時擔はれた大統領の地位は全く新たなものとなつた。大統領は國民にえらばれた共和國元首として、その權限は出來るだけ制限されたのであつた。しかし今やヒンデンブルグ元帥の地位はドイツ民族の指導者的意義をもち、その手には全民族の運命が託されたのであつた。運動の指導者ヒトラーが宰相の地位につくに及び、二人の聯合によつてドイツは權威的指導者國家の基礎を築いた。ヒンデンブルグ元帥卒去の今、ヒトラーが國家元首の地位をふむことは當然であつたし、又さうするより他に方法もなかつた。ヒトラーは元首の地位を襲つた。しかしヒン

デンブルグが特殊の意義を與へた大統領の稱號は、彼の名と不可分のものであるとして、ヒトラーは之を元帥への追憶にさゝげ、自らは從前通り「指導者兼宰相」の名に呼ばれることとしたのであつた。しかもヒトラーは今や元首の地位にすゝむにあたつて、單に政府の決議によることを好まず、更に之にドイツ國民自身からの信任を欲した。此處に八月十九日國民投票は行はれ、全投票の九〇%なる三千八百萬票はヒトラーのドイツ國元首たることに絕對の信賴を寄せた。

かくてナチス運動は完全に國家權力を獲得し、權威的指導者國家は築かれたのであつた。

ヒトラーは今や大統領の職をも掌握することとなつた。彼は國際法上ドイツ國を代表しドイツの名に於いて外國と同盟をむすび、條約を締結し、使節を信任し又之を受け、戰を宣し、和を講ずる。

しかもワイマール憲法下の大統領が外國との同盟及び條約の國の立法に關するものについては國會の同意を得ることが必要であつたに反し、授權法(後述)は指導者に全權を委ね、立法參

與機關の同意を必要とせざる旨を明示する。

國內的に用ひられる「指導者兼宰相」なる稱號は國際上には用ふることなく單に「ドイツ國宰相」と云はれる。

內政的にはすべての指導は彼の手に集中され、全國防軍に對する最高命令權、官吏及び將校の任免權、支配權を握つた。しかも既に述べたやうに、改造法によつて各ランドの官吏任命高權も中央に移され、中央に移されたランドの官吏任命權は、大統領からドイツ國代官及び各ランドの政府に從來の權限に應じて移讓されたのであつて、嘗つて獨立的に行はれたランド政府の官吏任命權が指導者の力の下に集中されたことは注意すべきことである。

この指導者兼宰相の官吏及び國防軍に對する支配權は單なる權力關係でなく、その忠誠關係と服從義務にまで結合されてゐる。一九三四年八月二〇日の「官吏及軍兵の宣誓に關する法律」は第二條にその外的表現として次の如き宣誓の形式を規定してゐる。

兵士の宣誓――余は誓ふ、余はドイツ國及民族の指導者アドルフ・ヒトラー、軍の最高統帥者に對して無條件の從順を致すべく、且常に勇敢なる兵士たるべく、何時と雖も、此の誓に對して余の生命を

賭くべし――

官吏の宣誓――余は誓ふ、余はドイツ國及民族の導指者アドルフ・ヒトラーに對し忠實にして且從順なるべく、法律を尊重し且余の職務上の義務を良心を以て遂行すべし、洵に神明も照覽あれ――

ワイマール憲法に於いては、大統領はその就任に際し國會に於いて「ドイツ國民の幸福と利益の爲に力をつくし、國憲・國法を遵守する」ことを宣誓しなければならなかつたし、又その七年の任期の滿了前にも國會の決議によつて行はれる國民投票によつて解職されうることとなつてゐたが、之らの議會主義的規定が現在のナチス・ドイツに於て全く效力を喪つたことは云ふまでもない。尙同憲法の五十條が規定してゐる大統領の命令及び處分に對する宰相と主務大臣との副署は、大統領の國會に對する無答責、主務大臣がその責任を負ふ意味に於いてなされたものであるが、それは「下に對する權威、上に對する責任」の原則の上に立つ指導者原理に於ては全く意味をなさない。今日では、副署は主務大臣が一定の事柄について指導者と共に責任を負擔するといふ意味に於いて行はれる。卽ち從來の意味の副署（Gegenzeichnung）ではな

く共署（Mitzeichnung）である。

又同憲法五十一條に於いては大統領故障の場合宰相が臨時之を代理し、長期にわたる故障に於いては法律によつて代理を定めることとなつてゐたが、國内分裂と政黨聯立によつて宰相の地位が弱化し、大統領の職權が强化された一九三二年に於いてこの規定は法律を以て、

ドイツ國大統領はドイツ大審院長に依つて代理せらる。

と改められた。

しかし今やドイツ元首法は指導者兼宰相たるヒトラー自身が親ら代理者を決定することを定めた。ヒトラーが權威的指導者であり、民族より出て、民族を表現し、彼の意思そのものが正に民族の意思とせらるゝヒトラーにあつて、これは蓋し當然である。

一九三三年十一月、既に黨における指導者代理として指導者自らルドルフ・ヘスを任命したことはこの規定と精神を一にする。

ルドルフ・ヘスは嘗つての歐洲大戰に從軍して、指導者と同じく戰線兵士の體驗をもち、一九二四年には指導者と共にランズベルグの獄に下り、後二五年以來指導者の祕書兼副官三二年

には中央委員會政治部議長となつた、ナチス運動の古き鬪士である。

指導者の地位の繼承の問題については、今日何も成文法的規定はない。しかし指導者の地位の本質上、次代の指導者は指導者ヒトラー自らこれを指名するのが當然であらう。

一九三九年ポーランド侵撃の火蓋がきられるや、緊急召集された國會において、ヒトラーは「余も亦一兵士として前線に赴くであらう」と云つて次のごとくのべた。

勝利か然らずんば死か、これが余の金言である。余が不幸にして戰場に殪れたならば、後繼者はゲーリング元帥である。ゲーリング殪れんか、余はその後繼者にヘス黨指導者代理を指名する。ヘスにして殪れんか、黨の最高會議において最も勇敢なる兵士にして同時に最も忠實なるナチス黨員を推戴すべきである。

指導者兼宰相はドイツに於ける指導政治の全機能を一身に集中し、彼は今や最高の立法者であり。政府首班として最後的政治決定者であり、行政の最高長官である。

ライヒ政府は指導者の最高顧問府となつた。嘗つては大臣は宰相と共に大統領の任免すると

ころであり、宰相を議長とする合議制の政府を構成し、合議によつて宰相は政治の一般的方針を決定し、この一般方針の範圍内において各大臣は其の主管事務については獨立にその職務を遂行し、自ら國會に對して責任を負ふものとされ、廣汎な政治的獨立性をもつてゐた。

然し指導者兼宰相のもとにあるナチス政府は政府においては國務大臣は指導者の責任ある助言者であり協力者であるにすぎず、又合議制によらず、各大臣は個々別々に指導者に助言し、協力し最後的決定は指導者の決斷にまつこととなつた。政府が指導者の最高顧問府となつた爲に、その審議には國務大臣の外、ドイツ警察長官、中央勞働指導者及び外地組織長官等の下級指導者も參加し、その審議は指導者の統裁に委ねられる。

嘗つて議會の信任を條件として大統領により任免された國務大臣は、今日は指導者兼宰相によつて任免され、その就職に際しては次の宣誓をすることを一九三三年十月の法律によつて定められた。

余は誓ふ、余はドイツ國及ドイツ民族の指導者アドルフ・ヒトラーに忠實、且從順たるべく、ドイツ國民の福利の爲に余の力を盡し、法律を遵守し余に課せられたる義務を良心を以て果し、及余の事務

を何人に對しても不偏不黨且正當に行ふべし、故に神も洵に照覽あれ。

議會主義の否定によつて國會に對する責任から解放された國務大臣はかくて指導者に對しては絕對の責任を負ふこととなつた。そして大臣は指導者から指令をうける以外には黨からも他の大臣からも一切拘束されずに、その職務を遂行することが出來る。

ヒトラーが始めて政權を掌握した時、尙ナチスの單獨政府は組織されず、ナチスを主體として右翼政黨たるドイツ國民黨・鐵兜團（Stahlhelm）及び前內閣よりの留任者等を加へた協力內閣にして、その構成は次の如きものであつた。

宰相　ヒトラー（ナチス）
副宰相　パーペン（中央黨　留任）
內相　フリック（ナチス）
外相　ノイラート（留任）

指導者制

食糧農業經濟相	フーゲンベルグ（ドイツ國民黨）
勞働相	ゼルテ（鐵兜團）
藏相	クロジーク（留任）
遞信・交通相	リューベナッハ（留任）
法相	ギュルトナー（留任）
國防相	ブロムベルク（留任）
無任所相	ゲーリング（ナチス）

この後ゲッベルス國民啓蒙宣傳相に任ぜられ、ドイツ國民黨のナチスに解消してフーゲンベルグの大臣を辭するや、食糧農業經濟相は食糧農業相と經濟相とに分離して前者にはダレー、後者にはシュミット（その後一九三四年シャハトに替り、又一九三八年フンクとなる）が任ぜられ、又一九三四年レーム事件によつて監禁されたパーペンはオーストリヤ公使に遷され（現トルコ大使）、無任所相ゲーリング航空相となり、文相としてルストが任ぜられ、黨の指導者代理たるヘス及び運動の古き鬪士たるフランク無任所相となつた。更に三六年教會相設けられるや無任所相となつてゐたケルル之に任ぜられ、三七年遞信・交通相リューベナッハ辭するや遞

信相としてオーネゾルゲ、交通相としてドルプミュラーが任命された。尚この外今日無任所相としてあるのはシャハト、ラムメルス、マイスナー、ノイラートの四人である。更に一九四〇年三月十七日軍需相がおかれ、嘗てドイツ自動車道路の建設、西部要塞の築造に偉功をたてたドイツ道路總監トッドが任命され、かくて今日の政府大臣の顔觸は次の通りである。

内相	フリック
外相	リッベントロップ
國防相	ヒトラー兼任
藏相	クロジーク
軍需相	トッド
食糧農業相	ダレー
經濟相	フンク
勞働相	ゼルテ
遞相	オーネゾルゲ
交通相	ドルプミュラー

ナチス政治論

航空相
法相
文相
教會相
啓蒙宣傳相
無任所相

ゲーリング
ギュルトナー
ルスト
ケルル
ゲッペルス
ヘス
フランク
シャハト
ラムメルス
マイスナー
ノイラート

V 單一政黨制

A　單一政黨制

民族社會主義ドイツ勞働者黨（ナチス黨）の運動史やその國家との關係等について詳細は本叢書の他の分野において描かれる筈である。私は此處に國法上の性格、發展を中心に簡單に書くこととする。

政權獲得までのナチス黨は他の諸政黨と並立し對立する政治的鬪爭團體であつた。しかもこの時ドイツには三十有餘の政黨が分立對抗し、それぞれ國民の地方的乃至階級的、宗敎的利害を代表して全生活の內まで支配し、事實上國家を分裂せしめて所謂政黨國家（Parteienstaat）時代を現出してゐたのであつた。

ナチスの運動は之らと對立する政治的鬪爭であつたとは云へ、他の諸政黨とは異なり、國民の一部の利害を代表するものではなく、この國內分裂を全的に否定して、ドイツ民族共同體を建設することを目的としたものであつた。それ故ナチス黨は政黨（パルタイ）ではあるが、單なるパルタイ

の語源としてのラテン語パルスが意味するやうな部分ではなく、全體より出たものであり、それ自身全體性を表現するものである。全體とは部分の量的な總和ではなく、質的に全體そのものを表現するものである。ドイツ民族より出て、それ自身がドイツ民族であるとの謂であつて、――つまり億兆一心ではなく、一心億兆であつて、自らが民族そのものとなり、民族の歡喜と苦惱を全く自己一身の歡喜とし苦惱とし、自らが民族の運命そのものとなる、さういふ意味においてナチス黨はドイツ民族そのものなのである。單なる量的な――相對的な民主主義原理は否定されなければならないのである。

かくの如きナチス黨が、その政權を獲得するや、他の對立諸政黨を彈壓、禁止、又自發的解散に導き自らを單一政黨へと發展せしめたのは當然のことであつた。

彈壓は先づ共產黨に對して火蓋をきつた。ヒトラーが宰相に就任するや共產黨はゼネラルストライキの指令を發して抗爭せんとしたが、勞働者は既に踊らず、共產黨本部は官憲によつて占領、その出版・集會は禁ぜられ、テールマンはじめ續々と逮捕、投獄、しかもこの時、議事堂放火の事件おこり、これを機として全國において數千名の共產黨員が逮捕された。この年三

月五日大統領によつて行はれた國會總選擧には共産黨は倘八一の議席を獲得した。選擧の翌日更に共産黨に對する大檢擧行はれ、三月十一日共産黨員の議會入場を禁止、三月三十一日公布の「第一均制法」によつて「三月五日の總選擧の結果にもとづく國會及びプロシア議會に對する共産黨の候補者名簿への議席割當は無效」と宣言せられ、共産黨はその議席を名實ともに失つた。更に五月二十六日「共産主義的財産の沒收に關する法律」によつて共産黨はその全財産を沒收された。

ついで五月十日共産黨の斷壓の後に殘されてゐたマルクス主義政黨たる社會民主黨はその結社を禁止せられ、七月七日には「國家指導確保の爲の法律」によつて國會、ランド議會及び地方自治團體の代表機關からその議席を奪はれ、七月十四日その財産を沒收され、指導者は相次いで投獄された。

ドイツ國民黨及びその姉妹關係にありし鐵兜團とナチスは初め提携して內閣をも組織したのであるが、次第にその勢力はそがれ、四月二十七日鐵兜團はナチスへ所屬せしめられ、六月廿七日ドイツ國民黨もナチスへ解消することとなつた。

國家黨、ドイツ・バヴァリア黨相ついで解散し、殘る中央黨も遂に七月自ら解黨し、かつて分立せし三十餘の小黨すべてその後を追つた。

こゝに七月六日ヒトラーは民族社會主義的革命の終了を宣言、ドイツはナチス黨を唯一の政黨として、全ドイツの政治的統一を一先づ成就した。

七月十四日「政黨の新組織禁止の法律」が公布された。同法によつて民族社會主義ドイツ勞働者黨はドイツに於ける唯一の政黨なる旨が定められ、又「他の政黨の組織的結合を維持し又は新政黨の結成を企てた者」は六月以上三年以下の禁錮に處せられることとなつた。

此處にワイマール體制下のはげしい多數政黨の對立は國法的に全く克服され、ドイツは單一政黨制を採ることとなつた。

單一政黨制は又屢々一黨國家制とも云はれる。然し勿論この政黨の意味は自由主義的意味における政黨とは異る。ナチス黨がその成立から運動の全過程を通じて、自らドイツ民族の全體性を實現するものとして鬪爭し來れるその性格は、唯一政黨となることによつて全く明確にされたのである。ナチス黨はドイツ民族の世界觀、政治的理念の最もすぐれた把持者、ドイツ民

族の精英の共同體であり、民族の中にその民族的理念を浸透せしめ、ドイツ民族共同體を形成しその維持と發展とに奉仕する前衛部隊であり、黨といふよりもむしろ一の政治的運動である。

議會主義は最大多數の最大幸福といふ功利主義の原理をその旗色とし、專制的君主乃至特權階級に對立して國民大衆の輿論によつて政治を行はうとするのであつた。ところがかくの如き多數決原理にもとづく國民の輿論とか總意とかいふものが存在するか？ そこに既に問題がある。かりにそれが存在するとしても單にそれは原子的個人の意思の總和にすぎず、常に多數者と少數者の對立的關係が殘されてゐる。

ナチスに於いては幾度かのべた如く、かくの如き功利主義、個人主義の原理は否定され、多數者或は少數者の相對的な幸不幸ではなくして、民族共同體そのものの維持發展が最高の價値規準である。民族の發展の爲には現在の多數者が苦痛を忍ばなければならない場合もありうるのである。それ故ナチス運動にとつて必要なのは從來云はれた意味における國民の輿論、總意を多數決によつて發見することではなく、ドイツ民族そのものの全體性を表現するナチス黨の指導者の意思はそれ自身ドイツ民族の意思なのであり、これによつて輿論は創造され、又國家

による政治的指導が行はれなければならない。輿論が創造され、國民が統一的な民族共同體たらしめられるところに國民的政治運動としてのナチス運動の任務がある。かくて運動によつて國家と國民は一體となる。運動は國家より國民へ、國民より國家への架橋(かけはし)である。

ナチス黨がもはや曾つての如き相對的な政治的鬪爭團體でなく、公の國民的政治運動となつた、この關係を法的に明確ならしめる爲に一九三三年十二月一日「黨と國家との統一確保の爲の法律」が公布された。同法第一條は次の如く云ふ。

「民族社會主義革命の勝利により、民族社會主義ドイツ勞働者黨はドイツ國家思想の把持者にして且國家と不可離的に結合せるものとす」

そしてドイツ勞働者黨時代には未登記の社團であり、ナチス黨となつて私法的な既登記社團となつた黨は同法によつて公法人としての地位を與へられ、(第一條二項)又「國家の官廳と黨員との緊密なる協働を擔保する爲」に指導者代理を無任所大臣として政府に列せられることとなつた。(初め指導者代理と並んで突擊隊の幕僚長も政府の一員とせられたが、一九三四年の修正で除かれた)

ナチス黨が公法人としての地位を與へられたといふことは、決してその他の公法人と同じ地位の團體とされたといふことではなく、勿論、ドイツにおける最高獨自の地位をもつて國家と並立するのである。何となればナチス黨なくしてはこの國家そのものが考へられないのであるから。

指導者代理はナチスの政權獲得後、黨問題の決定につき多忙な指導者の負擔を輕減する爲におかれ、黨の地方組織なる鄕の指導及び後述の如く黨の枝隊や附屬團體に統一的な政治的方向を與へる事、その他重要な多くの黨の仕事を負擔してゐた。今、無任所相を兼ねることとなつて、政府におけるその任務は國家の法律、命令、處分等の案件に對し黨としての意見を提出することである。

この「黨と國家との統一確保の爲の法律」において、我々はナチス黨の活動を理解する爲に次の二つの事を注意しなければならない。すなはち、黨の法規制定權と黨裁判權である。

上述の如く第一條第二項はナチス黨を公法人とする旨を規定して「之れが條規は指導者之を定む」とのべてゐる。ナチス黨はそれ自體がドイツ民族の全體性を實現するものであり、國家

は民族の政治的形式にすぎないのであるから、黨が國家から規整されるといふことはありえない。黨は他の公法人と異り國家行政の監督をもうけず、その内部的規律をみづから決定するのは當然である。從つてナチス・ドイツにおいては二つの法――國法（シュターツレヒト）と黨法（パルタイレヒト）――が並び存する。黨の法規制定權力は同法が「之が條規は指導者之を定む」と云つても、この法によつて國家から與へられたものでなく、黨に固有の權力を國家が承認したにすぎないものと考へられる。

同法第三條によれば「黨及びナチス國家の指導的且活動的なる突撃隊（これに屬する枝隊を含む）」は「指導者・民族及び國家に對して」高度の義務が負はされてゐる。そしてこの義務に違反した場合、特別の黨及び突撃隊の裁判に服しなければならない。

この義務違反と見なされるものは黨の存立・組織・活動又は威信を害し或は害する虞ある作爲又は不作爲であり、更に突撃隊（黨の枝隊を含む）の隊員にあつては、特に紀律及び秩序に對する一切の違反である。（第四條）

黨の裁判權は、國法と黨法との並存の如く國家裁判權と並存するもので互に獨立的である。たゞ國家の官廳は黨・突撃隊裁判權の行使を委任せられた黨・突撃隊の所屬員に對して職務上

法律上の援助を與へなければならない。
黨裁判所は中央における最高の黨裁判所をはじめ、郷に郷裁判所、郡に郡裁判所、小區に小區裁判所がある。
黨＝運動は國家と民族との間の架橋であると私は上に述べた。ソヴェートロシアにおける如く國家に對する黨の優位、或はファッショ・イタリアにおけるごとく黨に對する國家の優位ではなく、ナチス・ドイツにおいては國家と黨とは並存して共に民族共同體の實現と發展に奉仕する協力者である。すなはち黨は全國家機構の中にドイツ民族世界觀と政治理念を滲透させると共に、全國民を之によつて敎育する任務を有し、國家は行政の範圍において之を實現する任務を有する。
こゝに黨と國家の間には人的結合の必要を生ずる。黨の指導者が國家の元首であるといふところにその結合は最高の表現を見る。ついで上にのべられた指導者代理の無任所相就任があり、指導者代理本部はミュンヘンにあつて黨の事務を管理する一方、ベルリンにも連絡部があつて指導者代理の仕事をたすける爲に國家と黨との聯絡にあたり、黨からの希望・提案は此處

に集められ、政府からの黨に關する案件は此處を通じて傳へられる。

更に、親衛隊の中央指導者ヒムラーはドイツ警察長官であり、黨の中央青年指導者はドイツ國の青年指導者であり、又黨の指導者團を構成してゐる中央指導者はしばしば國政府の大臣に列せられてゐる。

又地方組織においては郷指導者と各ランドのライヒ代官（プロシャに於いては州長官）とは同一人が兼任して黨と國家との間の紐帶をなしてゐる。然し地方組織における國家と黨との人的結合は上級機關に限られ、下級機關においては全く分離されてゐる。上級機關においては黨の職務と國家の職務と同一人が行ふことが出來るが、下級の繁忙な細かな仕事においては黨の職務と國家の職務とを一人の手で處理することは不可能だからである。たゞドイツ市町村制によればナチス黨の代表者（Beauftragte）は市町村行政と黨との合致の爲に協力することにな つてゐる。（黨代表者は指導者代理が之を定めることになつてゐるが、既に命令によつて郷指導者が郡指導者を黨代表者として指定する權限をもつてゐる。郡指導者が一の市町村又は監督官職の職員である時は郷監督者が指名される）この場合にも市町村團體の指導にはあづかつて

も、行政そのものに干渉することは許されない。この樣に下級行政と黨との間に人的結合は許されないが、しかし下級行政にも民族社會主義的指導は行きわたらなければならないことは當然であるから、これら行政にあたる官吏に有能な民族社會主義者が任命されなければならない。こゝにドイツ市町村制は「黨と自治體行政の一致を確保するために」黨代表者が市町村長・助役・議員の任免に參與することを定めてゐる。

B　ナチス黨の組織

ナチス黨の組織は政治的鬪爭の中に芽生へ、その鬪爭の過程を通じて鍛へられ、今日の如く有機的・生命的に成長したものである。組織はそれ自體自己目的たるものではない。ナチス的世界觀と政治理念こそ目的であり、黨はその政治的手段であり、手段たる爲に組織を整備したければならない。內容たる世界觀も理念も混沌としながら組織の圖型をこしらへて喜んでゐるのではないことが先づ此處で注意されなければならない。

黨の頂點に立つ者は云ふまでもなく指導者である。指導者原理は黨においても最下部に至る

まで、そして國家においても經營においても一切の組織をつらぬく原理であるが、指導者（フューラー）と呼ばれるのは黨の頂點たるアドルフ・ヒトラーに限られてゐる。黨の進むも退くも、右するも左するもすべての命令は指導者から出る。指導者の意志を傳へる爲にナチス黨指導者官房、指導者幕僚本部、ヒトラー私的官房等の機關がある。

指導者代理としてルドルフ・ヘスがあり、その職務の大略については既にのべた。指導者代理の協力者として指導者代理幕僚部がある。

指導者及び指導者代理の下に指導者をその首位者として中央指導者團體がある。こゝには鬪爭の中に選ばれた眞の指導的人物が結成され指導者の顧問としての任務とともに、黨內の重要任務を委ねられてゐる。次の人々がそれである。

フランツ・クサバァ・シュワルツ（黨中央會計部長）
フィリップ・ブーラー（指導者官房長兼ヒトラー私的官房勤務）
マルチン・ボルマン（指導者代理幕僚長）
ロバート・ライ（黨中央組織部長兼勞働戰線指導者）
ワルター・ブッフ（黨最高裁判所長・黨最高裁判所第一部長）

ウィルヘルム・グリム（黨最高裁判所第二部長）
ヨセフ・ゲッベルス（黨中央宣傳指導者）
マックス・アマン（國中央新聞院總裁）
オットー・ディトリッヒ（黨中央新聞班長）
ハンス・フランク（黨中央法律局長兼中央法律指導者）
アルフレッド・ローゼンベルグ（黨外交政策局長兼ナチス精神的世界觀的教育監督受任者）
フランツ・リッター・フォン・エップ（黨植民政策局長）
ワルター・ダレー（中央農業政策局長兼中央農民指導者）
ウィルヘルム・フリック（黨國會部指導者）
カール・フィーラー（地方自治制中央局長）
ビクトル・ルッチェ（突擊隊幕僚長）
ハインリッヒ・ヒムラー（親衞隊中央指導者）
バルドゥーア・フォン・シーラッハ（中央青少年指導者）
コンスタンチン・ヒール（中央勞働指導者）

さて黨組織につきその重要なるものを說明すれば、組織の指導にあたるのは中央組織指導部であつて、ロバート・ライは中央組織指導者たると共にドイツ勞働戰線指導者を兼ね、又彼の下にナチス指導者養成所があつて將來黨指導者たるべき者を養成する。

中央組織指導部には、中央組織部、訓育指導者部、全國統計部、審査・調達部、地域的及び立體的組織部、全國黨大會組織指導部、中央人事部、中央訓育部等の各部の他に、ナチス經營細胞組織、手工業及び商業局、自治行政局、官吏局、敎育者局、戰爭犧牲者局、民族保健局、技術局、ナチス婦人團、民族厚生局、ナチス・ドイツ學生團、ナチス・ドイツ大學敎授團等の諸組織がある。右の中、自治行政局以下の各組織は政治的には直接指導者代理の監督下にある。

ナチス經營細胞組織（NSBO）は諸々の經營の中にナチス理念を滲透させる任務をもつてゐる。更にそれはドイツ勞働戰線の組織指導部である。

ドイツ勞働戰線（DAF）は曾つての勞働組合がすべて解散された後、すべての精神勞働者、肉體勞働者を綜合してつくられた。それは一九三四年十月二十四日の命令によれば「頭腦及び筋

肉の勞働に從事するドイツ人全體の綜合組織」であり「眞のドイツ人の民族共同體乃至作業共同體の形成」を目的とする。すなはち具體的には、企業家（經營指導者）及び從業者相互の理解を得しめ、經營關係者全員の利害關係をナチスの指導原理に卽して調整すること、職業敎育に力をつくすこと、歡喜力行團（KDF）を支援し休息餘暇の利用、經營・職場の規則の形成、相互扶助施設の確立等の任務が課せられるのである。

ドイツ勞働戰線は黨中央組織指導者によつて指導され、中央組織指導者によつて勞働戰線の下部指導者は任免される。但し指導者の命令は之ら指導者に任命せらるべき者を第一次的に經營細胞組織部、商工業者組織の所屬員、突擊隊及び親衛隊の隊員と規定してゐる。

尙、勞働科學硏究所がドイツ勞働戰線に附屬してゐる。

手工業及び商業局はドイツ勞働戰線の諸種の經營團體のうち、商業及び手工業に屬する人々に政治的訓練を施すものである。

自治行政局は黨に關する問題につきドイツ地方議員團を指導する。

官吏局は官吏に關する問題を取扱ひ、特に官吏を政治的に訓練し、ナチス理念に徹せしむべ

き任務を有する。その監督下に全國官吏團がある。
全國官吏團の使命はナチス理念によつて官吏を敎育し、指導者に對して忠誠にして國家に對する責任を自覺する眞のドイツ官吏たらしむると共に、政府の官吏政策、官吏の自己扶助政策職能敎育に關與する。
官吏局長はドイツ官吏團の團長を兼ねる。官吏團は鐵道行政・警察・司法行政等々十四の部門に分かれてゐる。
敎育者局はその下にナチス敎師團をもち、敎育者の中にナチス理念を滲透せることを任務とする。敎師團は大學、專門學校、中學校等々の七部門に分たれる。
戰爭犧牲者局はナチス戰爭犧牲者扶養團を監督し、國民保健局はナチス醫師團を監督し、技術局はナチス技術者團を監督する。
ナチス婦人團は婦人事業の監督に任じ、尙、婦人團體の統合者としてドイツ勞働戰線婦人部、ドイツ婦人勞働奉仕部、ドイツ赤十字社中央聯盟が中央婦人指導者の監督下にある。
國民厚生局はナチス民族厚生團の監督にあたる。民族厚生團は冬期救濟事業、母子救護事

業、結核扶助事業、榮養扶助事業、青少年救護等の厚生事業にあたつてゐる。

ナチス・ドイツ學生團は學生に政治的訓練を與へることを使命とし、學生の體育をもその任務とする。

ナチス・ドイツ大學教授團は黨員たる大學教授を以て組織されてゐる。大學問題の指導にあたる。

これら中央組織指導者に指導せられるものの他、中央指導者の指導下にある重要なる部局としては次の如きものがある。

中央法律局―中央法律指導者ハンス・フランク博士の下にあり、この局内にあるナチス法擁護者部はナチス法擁護者團の監督にあたる。ナチス法擁護者團は曾つてナチス・ドイツ法律家團と呼ばれたもので、ナチス的理念による法の作成への協力及び法に關與する凡ての者をナチス理念によつて教育することをその任務とする。

倘中央法律指導者の下にはドイツ法學院あり、法擁護者團との緊密な關係の下にあつて、その

中の多くの領域に分れた委員會はドイツ法改良の爲に答申をする。

外交政策局—中央指導者ローゼンベルグを局長とし、對外的政策・事業の一般に從事し、各國調査部その中に屬し、英帝國・極東・近東・南東及舊オリエント・北方諸國・西部諸國・米諸國等の各課に分れてその調査に從つてゐる。

植民政策局—中央指導者エップの下にありエップは又植民地會の指導者である。

中央農業政策局—中央農民指導者にして食糧農業大臣たるダレーを指導者とする農業政策のための機關であり、全國食糧團はこの監督下にあり、國民の食料分野に從事する全ドイツ人を以て組織されてゐる。

黨國會部—中央指導者フリックの下にあり、全國會議員がこの中に包括される。

中央宣傳指導部—中央宣傳指導者にして國民啓蒙及宣傳大臣たるゲッペルスの下にあり、國民のナチス的精神の涵養普育及・黨並に國家の法律・政策・方針等の解明又はそれらのことを行ふにあたつて輿論をつくるための諸工作を行ふ。積極宣傳・ラヂオ・映畫・連絡部・文化・新聞宣傳・展覽會・自動車週遊宣傳啓蒙全國リーグ等々の課がその中にある。

尙、ゲッベルスは國中央文化院の總裁を兼ねた。同院は全文化領域に從事する國民の組織であり、中央映畫院・中央音樂院・中央造形美術院・中央演劇院・中央著述院・中央新聞院中央放送院からなつてゐる。

前述した外交政策局長たるローゼンベルグは兼ねてナチス精神的世界觀的敎育監督のためのヒトラーの受任者である。この受任者は民族社會主義理念の純潔を守り、黨の全精神生活がこれを以て貫かれるやうに監督すべき任務をもつ。その仕事は先史研究・藝術擁護・文獻保護・科學・北方人種問題・新聞・敎科及敎材企劃世界觀上の敎示等の各分野に岐たれてゐる。

右に述べられたドイツ勞働戰線・ドイツ官吏團・ナチス敎育者團・ナチス戰爭犧牲者扶養團・ナチス技術者團・ナチス民族厚生團・ナチス醫師團・ナチス法擁護者團は一九三五年の「黨と國家の統一確保の爲の法律」の施行令によつて黨の附屬團體とせられ、既述の如くすべて黨の指導下にあり、しかもその所屬者は殆んど黨員ではないところに、この組織及び組織と黨との關係の重要性がある。ナチス・ドイツにおいてはかくの如く黨員でないものも黨の指導下にその理念によつて動員せられてゐることが注意せらるべきである。

右施行令は突撃隊、親衛隊、ナチス自動車隊、ヒトラー・ユーゲンド、ナチス・ドイツ學生團・ナチスドイツ大學敎授團・ナチス婦人團を黨の枝隊として組織上法律上黨の一部とし、公法人の地位を與へた。之らは黨と同じく國家の監督には服しない。

突擊隊―マルクス主義者とのはげしい鬪爭によつてのみ今日の勝利を確保しえたナチスは、その鬪爭の過程を通じて彼等のテロや妨害をもつておびやかされた。これに抗して初め演說會場の整備の爲に組織された會場保護隊は一九二一年十一月四日ミュンヘンのホーフブロイ・ハウスにおける集會を血をもつて防衛して以來、突擊隊（SA）の名を與へられた。彼らは文字通り生命を賭けてナチス運動の爲に鬪ふ政治的軍人であり、ナチス黨の中核である。突擊隊の最高指導者はヒトラーであり、中央指導者ルッツェを突擊隊幕僚長として、その指導を委ねた。今日それは地域的に二十一分團に分れてゐる。一九三九年一月、突擊隊は國防軍の豫備軍とせられ、滿十七才に達した兵役義務者はすべて突擊隊國防章を獲得する義務あり、現役を終了せし者は他の枝隊に屬せざる限り突擊隊に編入され訓練をうけることとなつた。そして突擊隊の編制・敎育は國防軍の要求によつて行はれる。

親衛隊—一九二五年ナチス黨の再建後その鬪爭は議會にむけられたが、それは愈々はげしく困難なものであつた。敵はヒトラーの演說を禁止するのみか、指導者を暗殺することによつて運動を壓殺しようとした。かくて指導者（及び下級指導者）擁護と集會擁護のために親衛隊（SS）が組織された。今日親衛隊は國內の治安確保を使命としてゐる。親衛隊中央指導者ヒムラーはドイツ警察局長官を兼ねてゐる。親衛隊は十一の分隊に分れ、その所屬員は略二〇萬である。一九三九年二月、警察官はすべて親衛隊に編入され、警察と親衛隊は一緒になつて「國家防護團」を結成した。

ナチス自動車隊—曾つての自動車突擊隊・舊ナチス自動車隊を統一したもので、奉仕的に參加する五十萬の自動車運轉者によつて組織される。國防並びに經濟のために自動車時代を現出するために活躍する。指導者はアドルフ・ヒュンラインである。

ナチス靑少年指導部—靑少年一般の保護指導にあたる。中央指導者であり國家靑少年指導者を兼ねてゐるシーラッハを指導者とする。この下に有名なヒトラー・ユーゲントがある。ヒトラー・ユーゲンドの指導者シーラッハは今次戰爭によつて出征し、その後をアクスマンが受け

て代理をしてゐたが、シーラッハ歸還してウィーン地方長官に轉任し、アクスマンがヒトラー・ユーゲンドの指導者となつた。然しシーラッハは黨の中央青少年指導者としてヒトラー・ユーゲンドの監督にあたつてゐる。ヒトラー・ユーゲンドは今日、防空・收說・保健衞生・官廳事務等に奉仕勤務をなし、廢品回收運動にも積極的に參加してゐる。

尙、大戰勃發するや、黨と黨の枝隊、附屬團體は國內戰線の先頭に立つて戰つてゐるが、ナチス學生團は「大學生戰時宣傳班」を組織し、イギリスを中心とする諸民族の政治・經濟・文化の各領域にわたつて反英的立場からの硏究を大學生の戰時下の任務としてとりあげ、各自の得意とする語學に從つて英語文獻、佛語文獻によつてこれをなし、「大學生戰時業績鬪爭」を開始した。

勞働戰線の「歡喜力行團」も戰線國防軍や國內の勤勞奉仕場に屢ゝ慰問をなし、ナチス民族厚生團の「冬期救濟事業」は「戰時冬期救濟事業」として銃後の救濟活働に努力し、又一九四〇年四月から九月までは「ドイツ赤十字救濟事業」の名の下に赤十字看護婦養成・病院自動車・病床・傳染病棟・傷病兵看護等の費用の募集につとめた。

黨の地域的組織は郷（ガウ）・郡（クライス）・小區（オルツグルツペ—シユテツツプンクト）・細胞（ツエレ）・群（ブロック）に區分され、それぞれに指導者がおかれてゐる。全國は三十三の郷に分たれたが、今日ではオストマルクの七郷と、エルサス、ロートリンゲン、ルクセンブルグの三郷が加へられ四十三を數へる。この黨の地域的組織はその附屬團體の組織にもあてはまる。

VI 國防軍の建設

A　戰　　爭

われ〳〵の耳は戰爭を否定し、反對する聲にあまりにもならされて來た。殺戮―劫掠―帝國主義―そのやうなものとして戰爭は語られた。戰爭と平和との二元論、そして平和が讃美され、戰爭が否定された。自ら大いなる戰爭を戰ひながら、尙眞の戰爭の意義を知らず、自らその衷心に於いて戰爭を否定しつゝ、美しき言葉をかりて戰爭を美化せんとする努力が如何に今日なほ行はれてゐることか、そしてこの美しき言葉の本質に對する甚しき冒瀆が、又かくてその言葉そのものゝ抹殺への意圖が如何に今日なほ公然と行はれてゐることか。

いはゆる人道主義者は戰爭を殘虐なものとして之を否定し、共產主義者は戰爭に帝國主義の

レツテルを貼つて、それがブルジョアジーの爲にプロレタリアートを犠牲にするものだとして反對する。われ〳〵はこのやうな戰爭の否定、平和主義の中にこそ彼らの戰ひの意圖を見なければならない。彼らが唱へる平和主義、それは彼らが現狀を―英米の世界支配を維持せんとするものであり、平和主義の撒布は之に反撃する反對勢力の壓服の爲になされる。平和主義、人道主義―その言葉は美しい。しかしその言葉こそ彼らの戰ひの砲彈なのである。彼らは平和を唱へることによつて桃源の夢にふけらうとするのである。共產主義者の戰爭反對も、それによつて階級の對立、その激化、國內變革への戰の宣言なのである。それらに植えつけられた思想をもつて戰爭を見、そして强ひてこの戰を合理化せんとする憐れむべき試みが今日なほ何と橫行してゐることか。われ〳〵の戰ひはこのやうな、既にその第一步に於いての敗戰主義に對する斷乎たる戰ひを以つて火蓋をきられなければならない。

われ〳〵は高らかに戰ひの歌を唱ふ。

わが肇國のこゝろは明かに戰ひへの決意をもつて充されてゐる。はるかなる古へ、分散し行

きし、スメール統一社會の復興、アジア太平洋圏の確立の爲に、この大八洲の上に肇められし皇國日本。八紘一宇の詔勅はこの決意にもえてゐる。まつろはぬ者をことむけやはし、すめらみことの道を世界に光被することによつて、すめら世界を實現せんとする、其處にこそ肇國の理念がある。

日本は戰爭國家である。戰を否定し、狹隘な國土と、狹隘な思想の中に日本を倭小化して、そこに偷安の眠りを貪る者は、常に日本を忘れて單に自己のみの愉樂に耽ける幕府的存在であつた。しかも今も亦さうである。蘇我氏しかり、平安貴族しかり、北條、足利、德川等々皆しかり、そしてこれらの者がすべて退いて大政は　天皇のみもとに復し、肇國の理念はあらゆる汚濁を拂拭して輝き出でし時—明治維新—　天皇は「萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し」給はんことをのたまはせられた。かくて日本の、又日本を主體とする東亞の西歐に對する反擊の戰はつゞけられ、皇道は次第に世界に光被せられつゝあつた。日に新に、日に日に新たにこの皇道光被の戰と、絶えざる日本の肇國創造がなさるべきにもかゝはらず、この戰を放棄して

一應つくられし地盤の上に、自らの夢をむさぼりし者は誰か？「大義を八紘に宣揚し坤輿を一宇たらしむるは實に皇祖皇宗の大訓にして朕が夙夜眷々措かざる所」と仰せられ、又「萬邦をして各々其の所を得しめ兆民をして悉く其の堵に安んぜしむるは曠古の大業」と三國同盟の詔勅は嚴として宣示遊ばされしにもかゝはらず尙躊躇しておのが安きにつかんとする者はなきや？

戰は一刻も放棄されてはならない。不斷の肇國がなされなければならない。

戰爭は手段であり、平和は目的である。——戰爭・平和の二元觀の下にかういふ說がなされてゐる。そして曰く、日本は和の國であると。平和とは戰爭の一つの形態である。總力戰といふことがしきりに唱へられながら、干戈を交へることのみを戰爭と考へることは奇怪なことである。いはゆる戰時と平時とをとはず、武力が總力戰の骨幹であることは云ふを俟たない。しかもこの兩時を通じて思想、經濟、あらゆる總力を動員して戰はなされてゐるのであり戰はなされなければならないのである。平和とは戰爭の一つの形態である。平和が目的であり、戰爭は手段である、とは總力戰の否定とならざるを得ない。平和の名において從來の如き自由主義

的文化觀や自由主義的經濟觀の主張にゆだねることゝならざるを得ない。こゝにおいて、平和が目的であり、戰爭は手段である、といふ主張が既に自由主義的なるものであることを知るべきである。そしてかくの如き意味の平和と日本的和とが混同されるとは又何といふ憤ろしきことであるか。日本的和とは　天皇の下に絶對隨順のまことを捧げることによつて、其處に實現せられる一體の意識、そして大いなる全體に抱かれる個體の安らひである。それ故に日本的和は、まつろはぬ者に對する雄々しき戰の根源力である。彈丸雨下の戰場にあつて、皇軍將兵の瞼に浮かぶ故鄕の人々の顏や、旗の波や、そして歡送の萬歲のとゞろき、彼らは其處にはげしい戰への力の湧き出づるのを感ずるであらう。彼等は聲に出すも、出さぬも　天皇陛下萬歲の一つ心に、身を鴻毛の輕きに比するのである。彼と鄕里の人々と、そして國民同胞とを一つにつなぐ　天皇陛下萬歲のこゝろ、其處に儼たる和が存在する。偷安と無爲、戰の放棄は日本的和ではない。フランス的平和は既に砲煙の中に壞滅し去つたではないか。「夫婦相和」と仰せられるその和は、夫からも妻からも戰への決意をにぶらせるやうな、家庭生活の無事安易或は個

人的愛情の惑溺ではない、夫を後顧の憂なく戰場におくる妻、安んじて後事をまかせて死地につく夫の、そのやうな愛であり和でなければならない。日本的なる和とは常に皇運扶翼の行者として、積極的なる皇運扶翼への決意の根源となる大いなる愛情によつて實現せられるものであり、大いなるものへの自己滅却のこゝろである。かゝる和は戰爭と對立して考へられるごとき和ではない。しかしながら又云はう。われ〳〵にあつても戰爭自體が目的であるわけがない。われ〳〵の目的は皇運扶翼、天業の翼賛、すなはち　天皇陛下のスメラ世界建設の大業を扶翼し奉ることなのである。

私は餘りにナチス・ドイツについて語ることから遠くはなれたやうである。しかしそれは今語るナチスの國防軍や戰爭觀を導き出す爲に必要だつたのである。

もちろんナチス・ドイツはわが國のやうな世界統一者としての　すめらみことを戴きたてまつる國ではない。それ故　すめら世界の建設といふやうな大いなる目的のために堂々と戰ふことも出來ない。そのやうな大いなる肇國の理念や、壯麗なる神話をもつものではない。そのこ

とは戰爭觀においてもわが國ほど明確たり得ないことゝなる。しかしながらナチス・ドイツは戰爭と平和の二元觀や、平和主義を否定し、ナチスの政權獲得と共に着々として戰爭國家形態を整へて、古代ゲルマン國家の復興、自給自足の廣地域國家の建設の爲に全エネルギーを動員して來たのであつた。曾つてその自由主義的經濟觀や、自由主義的文化觀はことごとく全く否定せられ、經濟も文化もすべて民族の力として再組織され、再編成されたのであり、此處に總力戰はその眞の意味において展開されるのであつた。內政と外政とは一なる政治の國內的面と國外的面にすぎない。そして政治は民族共同體の維持と發展に、すなはち具體的に云ふならば古代ゲルマン廣地域自給自足國家の復興に奉仕するものであり、それはすなはち總力戰指導を意味するのである。總力戰の骨幹をなすものは武力戰であり、武力の擔ひ手としての國防軍が此處に重大なる使命をもつて來る。

B　ヴェルサイユ條約による武裝解除

ヴェルサイユ條約は、「各國軍備の一般的制限の企圖を實現せしむる爲、ドイツ國は左に掲ぐる陸軍海軍及航空條項を嚴に遵守することを約す」と稱し、列國があたかも軍備を縮少するの意圖あるかの如き僞瞞を以つて裝ふことによつて、ドイツをして殆んど武裝解除の狀態におとし入れた。

陸軍は歩兵七師團、騎兵三師團、將校員數四千人、兵員數十萬人、一般義務兵役制の廢止、志願兵制度の採用。

海軍においては准士官以上千五百人、兵員一萬五千人。戰艦六隻（最大噸數一萬噸）、輕巡洋艦六隻（最大噸數六千噸）、驅逐艦十二隻（最大噸數八百噸）、水雷艇十二隻（最大噸數二百噸）、をして「ドイツ國は如何なる潜水艦船をも建造又は取得することを得ず」と規定された。（因みに、一九二二年ワシントン海軍軍縮條約においては艦船の最大噸數は戰艦三萬五千噸、巡洋艦一萬噸、驅逐艦・水雷艇は無制限、但しこれはその後、一九三〇年ロンドン條約において千八百五十噸にされた。前述ドイツの最大噸數と比較されたい）。

空軍は一切禁止。

しかも「ドイツ國參謀本部及之に類似する一切の機關は之を廢止すべく且如何なる形式を以つてするも再び之を設置すること」が禁ぜられたのであつた。

かくの如き無防禦的軍備をもつてしてはいかにもドイツの最も消極的な國防でさへも完うすることは不可能であつた。

しかも曾つてのドイツ軍隊はその國民的性格陶冶、國民的教育、肉體的訓練の爲に大きな意義をもつてゐた。それは單に外敵の干戈に訴へゝ侵入を防ぐのみでなく、精神的な侵害、自由主義やマルクス主義やの侵蝕に對し、ドイツ民族の傳統を獲持する精神的國防の手段でもあつたのである。それ故兵役義務制度による國防軍の喪失はドイツを全く敵の前にさらすことであり、それは英米のみならず國内のユダヤ社會民主主義者も亦よろこぶところであつた。

しかもワイマール憲法は國防軍統帥の權を大統領に委ね、大統領の下において國防大臣がその司令權を行使した。そして國防軍統帥權までもが議會制度に結びつけられ、ユダヤ社會民主

主義者の干與にまかされることゝなつた。

ナチスはかくの如き制度に對して勿論反對しないわけにはいかなかつた。綱領第二十二條はいふ。

C　國防軍の再建

我等は傭兵制度の撤廢と國民軍の建設を要求す。

こゝに傭兵制度とは勿論ヴェルサイユ的志願兵制度といふのである。

かくて政權を掌握するや、一九三五年三月十六日「國防軍構成法」が公布され、再び一般的義務兵役制が行はれることゝなり、平時編制において十二軍團及び三十六師團の常備兵がもたれることゝなつた。其の後更に增强せられ、一九三八年秋に於いて十八軍團及び五十一師團、（其の內輕師團五、機甲師團四）となつた。かくて先づドイツはヴェルサイユの桎梏を破り、綱領の要求は實現された。

更に同年五月二十一日「國防法」によつて、ヴェルサイユの桎梏の下に制定された一九二一年の「國防法」の效力は失はれた。新らしき國防法は、

1 兵役勤務はドイツ民族に對する名譽奉仕なること

2 ドイツ男子は何人も兵役の義務を有すること

3 戰時に於いてはドイツ人は男女を問はず凡て、兵役義務にとゞまらず祖國のために奉仕すべきこと

をその第一條において定め、又曾つてドイツ國軍の傳統の復活として第二條は

國防軍はドイツ民族の武裝者であり、又軍人的敎育の學校であること

を宣言してゐる。

そして國防軍は陸軍・海軍・空軍の三軍によつて構成される。

兵役義務は平時滿十八歲から四十五歲まで。但し戰時並に非常の時にあたつては、此の年齡の範圍はもつと年少の者又は老年の者にも擴大される事がある。在外ドイツ人も兵役義務を有

する。

兵役年限は一九三五年には一年と定められたが、一九三六年に二年に延長された。この二ケ年の兵役義務を課せられない者は兵役税を負擔しなければならない。

ドイツ民族の防衛はドイツ民族自らの手によつて行はれなければならない。それ故ナチス・ドイツがその兵役義務を全ドイツ男子に及ぼし又之を名譽奉仕としたことは前述のごとくであるが、その事は同時にこの名譽ある奉仕、自らの民族の防衛を他の異れる血液の者に委ねることは出來ないといふことを意味する。それ故ドイツはアフリカの黑人や、諸外國のならず者を以つて構成するフランスの軍隊などゝは異り、ユダヤ人も現役に服し得ないことを規定する。但し戰時については別の規定がある。

海軍については一九三五年六月十八日獨英海軍協定を締結し、ワシントン並にロンドン軍縮條約によるイギリスの保有權利總噸數の三五%を許されることゝなつた。三六年兩條約失效後

はイギリスの現有總噸數の三五%、但し潜水艦は他の艦種の噸數を之にまはすことによつて四五%、又特別の場合には一〇〇%とすることが出來る。しかしこの場合はイギリスに前もつて通告する義務がある。

イギリスの狂氣のごとき軍擴が開始されるやドイツの海軍力も著しく増强されたが、一九三七年七月には前年英・佛・米間に結ばれたロンドン協定に參加した。

D 軍の統帥

ワイマール憲法は大統領が全國防軍に對し最高の統帥權を有することを規定してゐる。この規定は一九三四年八月一日ドイツ大統領の諸權限が宰相のそれと結合されヒトラーの掌握するところとなるに及んで當然ヒトラーの手に移つた。

之によつて國防軍の將兵はすべてヒトラーに對し絶對服從の義務を負ふことゝなり、既述のごとき宣誓を行ふ。

かくて一九三五年五月二十一日國防法は

國防軍總司令官は指導者兼宰相とす

と規定した。

その後國防軍の再建せられるにあたつて、ヴェルサイユ條約によつて廢止のやむなかりし參謀本部は復活し陸・海・空軍に參謀本部がおかれたが、更に一九三八年國防省が廢止され、國防省の國防軍人局（ウエーヤ・マハトアムト）が國防軍總監部（オーベルコマンド・デヤ・ウエーヤマハト）となるに及んで參謀本部は廢され、ヒトラーは國防軍總監部の輔佐をうけて統帥權を行ひ、その下に陸軍司令官、海軍司令官、空軍司令官が直屬する。現在國防軍總監はカイテル將軍、陸軍司令官はブラウヒッチ將軍、空軍司令官はゲーリング元帥、海軍司令官はレーダー提督たることは周知の處であらう。

國防軍總監部は幕僚たると共に、從來の國防省の諸務をも持ち、その總監はライヒ大臣と同格を與へられた。

尙一九三九年八月三十日愈々ヨーロッパの情勢が發火點に達するや、「ライヒ國防會議」設置

せられ、行政及び經濟の統一的指導の爲の最高機關とせられ、その議長としてゲーリング元帥が任ぜられた。元帥は先に四年計畫の長官として最高經濟機關たりしもので、經濟・勞働・食糧・財政の各相、價格形成委員等經濟に關する諸機關はすべてその指導下にある。

又國防會議議員としては行政總監(内相フリック)・經濟總監(經濟相フンク)・黨指導者代理(ヘス)・國防軍總監(カイテル)・内閣官房長(ラムメルス)が任ぜられ、議長は必要ある場合これ等の他に更に議員を任ずることが出來ることとなつてゐる。

VII 國會の行方

私に與へられてゐる紙數はもうほとんど盡きてしまつた。しかも私は餘りに多くを書き殘してゐる。殊に、ナチスが政權を獲得して以來その地位と性格とに大きな變化を來した國會(ライヒスターク)について私の叙述がふれてゐないことに、讀者は不審をもち、又それについて知ることを望まれるであらう。筆を措くにあたつて、國會の行方について少し述べることとしよう。

七、國會の行方

西歐諸國において議會は周知のごとくイギリスを始めとして、國王の專權に對する反動として、君權を抑へるものとして歷史の上に登場して來た。すなはち專制的な國王が人民の意思を無視して重稅を課し、その自由を極度に制限し、王の恣意によつてあらゆる抑壓を加へたことに對して、その王に反抗し、王の恣意を抑へて、人民の意思の參加なくしては王は人民の自由を制限したり、稅を課したりすることが出來ないとするところに、その人民の意思の代表機關として議會がおかれたのである。それ故、王の專權の抑制としては一つには所謂自由權の規定となり、又一つには三權分立の規定となつた。卽ち立法・司法・行政の三つの權利が分立され、

各々抑制しあつて均衡を保たしめられなければならない。しかもこの立法は人民の意思機關たる議會の權とせられ、人民は人民の意思によつて制定される法律によつて自己の自由權を制限せられ、政府によつて掌握される行政權は法律の埒を越えることは出來ず、又裁判所は法律に據つてのみ司法權を行使しうるものと考へられた。其處に自由主義的な所謂法治主義があつたのである。こゝに法治とはそれ故、議會によつて制定される所謂形式的な法律であり、又「法で治める」主義はなくして「法律が治める」主義なのであつた。この法治主義思想がナチス・ドイツでどうなつたかは後の問題としよう。

ともかくドイツに於いてもこの西歐的な卽ち君權抑制的な意味で議會が成長したことは云ふまでもない。一八四八年のフランクフルトの國民會議もさうであつて、ドイツ國民の自由權が市民階級によつて主張せられ、專制的權力の前に自己を防衞せんとするのであつた。フランクフルトの會議は失敗に終つた。しかしこの時旣に表面にもあらはれた所の、諸邦の王政をも否定せんとする共和的思想はドイツの中に高まつて行つた。この共和的思想は諸邦によつて種々

濃淡はあつた。しかし「絶對王政の無花果の葉」とさへ云はれるプロシャの議會でさへ、共和政的な動搖の下につくられたのであつた。そしてビスマルク帝國は諸邦の王政的基礎の上に築かれ、所謂議會主義的制度には到らず、國會はその政治に於いて從屬的な地位しかもたなかつたとは云へそれは君權に對立して民意を代表する機關としてバランスをとつてゐたのである。この政治的均衡が破れ、君權が遂に否定されて人民の共和政を實現したのが一九一八年の革命であつた。ワイマール憲法は議會主義的民主政治を實現した。しかし議會政治が成功し、議會によつて政治的統一がつくられる爲には諸政黨の世界觀的統一が必要であつた。イギリスの議會は常にかくの如き一致の上にあつた。それは「自由」と云ひ「保守」といふも總括してイギリス市民階級の代表者であり、自由主義的世界觀と東洋搾取的意欲の上にあつた。勞働黨が擡頭して來ても東洋搾取の上に立つ巨大な植民地利潤の分前に彼等があづかり得る間、何ら市民階級の決定的對立物ではないどころか、その政治的意欲を一つにしてゐたのである。然しワイマールのドイツに於いては問題は全く別であつた。其處には激しい階級の對立があり、市民階級は

勞働階級を養ふ何らの手段もなく、國内は分立に導かれ、更にカトリック主義によつて政治的緊密性が弱められ、其處に諸政黨の分立がおこつた。今やドイツは議會主義をその憲法の上に最も徹底化しつゝ、議會によつて國民の政治的統一を實現することが全く出來ないのであつた。政府は諸政黨の聯立によつてのみつくられた。これに對して又議會外における政治的闘爭としてナチスの運動や共産主義の運動が强力に展開されつゝあつた。議會的諸勢力は憲法四十八條による大統領獨裁によつて辛うじて自己を護らうとした。憲法四十八條とは「緊急狀態」の規定であり、之により自由權規定が中止せられ、權力は大統領に集中されるのであつた。

しかしナチスが政權を掌握することによつて事態は全く一變した。大統領獨裁の蔭に危くも自己を保たうとした議會の意圖は失敗した。ナチス政府は議會を解散して、總選擧を行ひ、共産黨の議席を奪つて、ナチスの絶對多數の下に一九三三年三月二十四日所謂「授權法」(「民族及國家の艱難を除去する爲の法律」)を議會及び參議院の議決を經て公布した。同法の内容は

1. ドイツ國の法律は憲法に豫定せられた手續の他、政府によつても決定せられる。

2　政府によつて決定せられる法律は議會と參議院の制度そのものを對象としない限り、憲法に牴觸する規定をも定めらる。但し大統領の權利には觸れえない。

3　政府によつて決定された國の法律は宰相が之を編成し、官報に公布する。この法律は別段の定めがない限り公布の翌日から施行される。憲法第六八、七七條の法律制定手續に關する規定は政府の決定する法律には適用されたい。

4　立法事項に關聯する外國との條約は立法參與機關の同意を必要としない。又政府はこの條約施行に必要な規定を設け得る。

5　本法は公布の日から施行せられ、一九三七年四月一日その效力を失ふ。又現在の政府が他に交迭した場合にも效力を失ふ。

と云つてゐる。

更に翌年「ドイツ國改造法」は「ドイツ國政府は新憲法を制定することを得る」旨を規定し、右授權法第二條の國會、參議院制度に觸れ、又大統領の權限に觸れることの禁止規定をも無效

ならしめた。參議院制度はこの年法律によつて廢止されたが、國會は從來もつてゐた立法機關としての重大な意義を、法律が政府によつて決定されることによつて喪はしめられたが、制度としては否定されたものではない。立法機關としてもこの後一九三五年「ドイツ公民法」等が國會の議に上程されたのであつた。しかしそれは最早全く自由主義的法治國の意味での立法機關ではない。

更にワイマール憲法が規定してゐた宰相と國務大臣の地位が國會の信任を必要とするとの規定が今日全く意味をもたないことは既に述べたところであり、こゝに於いても國會の機能は全く異るものとなつた。すなはち、特別重要な國家の問題（法律を含む）に對し、國民の討議と決定をなさしめ、國民の同意によつて指導者の決定に權威を與へるものとなつたのである。

あらゆる他の政黨が禁止され、ナチス黨が單一政黨として從來の政黨と全く異る地位をもつ今日の國會は國民に選擧せられヒトラーに信任あるナチス運動の鬪士・突擊隊・親衞隊・ナチス自動車隊・ヒトラーユーゲンド・黨の指導的人物等によつて構成される。

國會の行方について觸れた私は國會の立法機關としての地位の無力化についてのべたのであるが、然らば今日ナチス・ドイツにおいて法は如何にして制定されるのか。

（イ）法律――國會法律、國民投票法律の他、上述の授權法に基く政府法律がみとめられる。今日議會法律と云ひ、國民投票法律と云ふも、すべて指導者の決定によるものであり、政府法律も閣議の多數決に依るものでなく、單に政府は審議をするにすぎず、ひとへにヒトラーの決定によるのである。

授權法は一九三七年更に四ケ年期間を延長され、又一九三九年に至り一九四三年五月十日まで延長せられた。

（ロ）命令――命令には獨立の指導者命令と、法律に從屬する命令とがある。

前者は指導者の決定・布告・命令等と呼ばれ、實質的には全く法律と同等のものである。自由主義的憲法下に於ける法律と命令との關係とは異り、むしろ、全民族の法律生活にとつての根本的意味をもつものもあり、そのやうな基本的秩序としての政治的意義が指導者自身の決定

といふ形式を要求し、それによつて民族と民族的指導との一體をあらはすものと云へよう。

後者は自由主義憲法下にあつては法律の委任による施行命令として發せられたものであるがナチス・ドイツに於いては、法律といふものの意味が全く變つてゐるから施行の爲のみでなく補足に必要な命令も發することが許される場合もある。

この法律に從屬する命令は單に内務大臣などによつて行はれるものの外、指導者の命令によつて行はれる場合もある。

（八） 黨法——黨法については既にのべたところであるが、一九三三年十二月一日の法律によつて黨は黨の組織の爲の規範を定めることが承認されてゐる。黨法は國法と共に今日ドイツ民族の生活にとつて大きな意味をもつてゐる。又黨法として指導者或は指導者代理によつて決定されるものの外、國法の中に黨に關する規定の含まれてゐる場合も多いことが注意されなければならない。

以上の何れの立法の形式によるかは全く指導者の自由である。しかし法の安全性の爲に何れ

の法も一定の形式による公布が必要とされてゐる。

以上のごとくナチス・ドイツに於いては自由主義的意味の法治主義は全く否定されてゐる。何度もくりかへされた如く民族共同體の維持と發展がナチス政治の最高規準であつたごとく、それは又ナチスにおける法の最高規準である。民族的生活秩序の維持と發展のみが問題である。民族と國家の非常の時に於いて、授權法の如き法の設けられ從來の意味の法治主義が否定されることは、むしろ民族的法秩序の維持の爲の正當防衛であり、むしろ其處にこそ民族的な法の安全が確保されるのである。その意味おいて自由主義的法治主義を否定したナチス・ドイツは法治主義一般を否定するのではなく民族的法治主義を主張する。こゝでは形式的な法律（ゲゼッツ）（議會による）ではなく、民族的法理念が、「法（レヒト）」が決定的なものである。

――後　記――

私の「ナチス政治論」はかくまとまりのないものとして終らなければならないこととなつた。この雜然たる叙述の中から今日のナチス政治が如何に行はれてゐるかを探り出すことは、實にかゝつて讀者の聰明にまたなければならない。

今日わが國に於いてもナチス・ドイツに手本を求める聲が非常に高い。或者はナチスはかうしてゐるのだと云つて二十何年前のドイツを持込まうとさへする。これは勿論論外であるが、この論外のことが今日なかなか多く行はれてゐることは讀者諸君の意想外であらう。しかも眞の今日のドイツを眞似ようとする者の中には、實にドイツの政治體制、經濟體制といふやうなものの單なる形骸をとつて得々たるものが多い。ナチスの眞の精神は何處にあるか、ヒトラーは何を行ひ、如何なる國家を建設しようとしてゐるかといふことこそ問題であるのに、それらの點は全く捨てゝ顧みられない狀態である。ヒトラーやムッソリーニが如何にわが國體に憧れ、

天皇政治を仰望しつゝあるか、わが皇室に對していかに崇敬おく能はざる念をもつか、それは今日まで全然故意に隱されて來た。それはドイツやイタリーに對する遠慮の爲では勿論なく、全く英米に對する心遣ひの爲であつた。その爲にわが國民は獨伊の隆々たる發展に唯眼を奪はれるのみであつて、實に彼らの模範とし仰ぐところが、そして實現しようとするところが、實に完全なる統一體たるわが天皇國家のごとき國家なることには思ひ至つてゐない。この點を明かにすることなくして獨伊を盟邦といふことは殆んど意味をなさない。單なる利害關係によるものは利害關係によつて又忽ち離れる。獨伊が日本の盟邦であるといふことはかくの如き單なる利害關係を超えてもつと深い意味を持つてゐる。日本の現狀がそのまゝ美しき　天皇政治の本質を顯現してゐるかと云へば、皇運を扶翼し奉るべき臣民として誠に恐懼措く能はざるところであるが、否々と答へざるを得ない。日本的理念によつて新らしきヨーロッパ建設を鬪ふナチス・ドイツの方が日本よりも日本らしい點を多くもつてゐるとさへ云ひうるであらう。然しわが國がドイツもイタリーもあらゆるその他の國の模倣せんとして模倣しえざる國體をもつて

とを今こそわが國民は知らなければならない。かくの如き國體の缺如によつて如何にドイツが日本よりも日本らしい點を持つとは云ひつゝも、その日本的なものを眞に生かすことは出來ないのである。然るに日本がその精神を忘れてその形骸を模倣するといふことは愚の極みと云はなければならない。英米的事大主義になれたわが國民は、日本に還る爲にナチス・ドイツを見なければならない。然しそれは飽く迄も日本に還るためであり、わが國體の眞姿を輝かす爲である。

昨年紀元二千六百年の祝典にあたつてヒトラーは日本に對してメッセーヂを寄せ來たつた。當時傳へられたごとくかくの如きメッセーヂを發するといふことはヒトラーとして全く異例のことであり、それは彼が如何にわが國に對して信賴の念厚きものあるかを示すものであり、又この內容は彼が如何に日本を見てゐるかの一端を示すものといふことが出來る。これを左に掲げて私の筆を措く。

「余は玆に皇統連綿二千六百年を迎へたる友邦日本國民に對し衷心よりドイツ國の祝意を述

べむとす。

余は日本がこの長期間に亙り、日本帝國の建設につき完遂せる事蹟を想起し、ドイツ全國民と共に讃嘆措く能はざるものなり。即ち日本國民は未だ曾て外敵をしてその島國の寸土をも侵さしめたることなく、かくて數千年來民族の純潔を保持し來たれるは寔に日本國の一大誇りと云ふべく、更に日本の東亞に於ける勢力並に世界に於ける地位が不斷に向上し、今日東亞の指導的國家として世界の他の地域に於ける指導的諸國家と共に、より良き且つより正しき世界新秩序建設に邁進するに至れるは日本國民の以て本懐とするところなるべし。此の意味に於て本日茲に盟邦日本國民に對し深甚なる祝意を表し得るは、余の最も欣快とする所にして、余はドイツ、イタリア兩國民と共に其の生存權の爲に力鬪しつゝある日本は必ずや遺憾なくその武士道的精神を發揮しその生存圈の安定を確立し、輝かしき平和を實現すべき天賦の大使命を達成すべきを信じて疑はざるものなり。」

後記

ナチス政治論

昭和十六年五月二十日印刷
昭和十六年五月廿七日發行

—(¥0.60)—

著作者　八條隆孟

發行者　東京市神田區神保町三丁目一三　北原鐵雄

印刷人　東京市赤坂區青山南町二ノ一六　岩本米次郎

印刷所　東京市赤坂區青山南町二ノ一六　愛光堂印刷社

發行所　東京市神田區神保町三丁目一三　アルス　電話九段二一七五・二一七六　振替東京二四八八八番

・ナチス叢書・

戰爭文學會編

世界戰爭文學全集

全二十五卷

＊第一卷 イリアス（トロイヤ戰爭） ホメロス

※第二卷 ギリシヤ・ペルシヤ戰爭 ヘロドトス

＊第三卷 ペロポンネソス戰爭 ツキヂデス

＊第四卷 ガリア戰記 シーザー

＊第五卷 アイネイス（羅馬建國戰爭） ヴェルギリウス

＊第六卷 ロオランの歌（回教戰爭）

＊第七卷 ニーベルンゲンの歌（中世亞細亞・歐羅巴戰爭）

＊第八巻　アーサー王物語（騎士道戰爭）　タッソー
＊第九巻　解放されたエルサレム（十字軍戰爭）　シェークスピア
＊第十巻　英國世界征覇序曲　ダンテ・ルーテル・ミルトン
＊第十一巻　宗教戰爭　コルネイユ・ラシイヌ・セヴィニエ夫人
＊第十二巻　佛蘭西王朝戰爭　ヴォルテール
＊第十三巻　シャルル十二世（北方戰爭）　シルラー
＊第十四巻　三十年戰役史　ゲーテ
＊第十五巻　エグモント（和蘭獨立戰爭）　スコット
＊第十六巻　タリスマン（十字軍戰爭）　バイロン
＊第十七巻　サルダナパラス（アッシリア滅亡戰爭）　キーツ
＊第十八巻　オットー大帝（神聖羅馬帝國戰爭）

＊第十九卷　世紀の傳說（人類鬪爭史詩）　ユーゴー

＊第二十卷　ナポレオン戰爭　ラ・スカーズ・ショー・ハーヂイ・ゲーテ・トルストイ・バルザック・ムッソリーニ・ユーゴー・スタンダアル

＊第二十一卷　壞滅（普佛戰爭　上・下二卷）　ゾラ

＊第二十二卷　ピョートルとアレクセイ（北方戰爭）　メレヂコフスキイ

＊第二十三卷　マナサス（南北戰爭　上・下）　シンクレア

＊第二十四卷　第一次歐洲大戰　編輯

＊第二十五卷　世界變革戰爭　編輯

各卷解說

歐洲戰爭文化史　歐洲戰爭經濟史

歐洲戰爭科學史　歐洲戰爭藝術史

歐洲戰爭文學史（戰爭文學會編）

丸山熊雄著

戰爭文學論

戰爭文學は眞の文化の母である!!

本書は民族的世界觀に立脚して、眞の文學としての戰爭文學の位置と使命を確立し、わが日本民族の戰ひと歌とに世界史的指導原理を與へて純正なる文學の要請したるもの。日本文藝復興を提唱する著者畢生の努力になる名著である。從來戰爭文學の傑作として謳はれたものが、實は戰ひの內面の中の無意味な行爲や、內容空虛な情景の羅列で、結局戰爭全體の現實的意義を抹殺したもの、云ひかへれば最もよく戰爭目的を否定したものが多い、この反戰文學、ニヒリズムに挑戰して象徵的な神話の再建、英雄翹望の叫びを擧げたのが本書である。

現代は正に戰爭と文學の時代だ!!

定價一圓五十錢
送料十四錢

四六判・二八四頁

アプトン・シンクレア著　清水宣譯

新世界文學史

太平洋を挾んで、我が日本とユダヤ的なる英米勢力との決戰が必然化されるとき、此の書を通してユダヤ文學史の全貌を知ることは、正に意義深いことである。

文學はプロパガンダであるとユダヤ人アプトン・シンクレアは主張する。而してユダヤの世界政策實現の爲めプロパガンダの歴史として、世界の文學史を書きなほした。而も彼のこの企で自身が最もユダヤ的なプロパガンダである。

これは最も新しい觀點に立つ世界の作家の傳記であり、新しい形式の藝術批評、藝術史であり、小説でもある。

四六判型・五七八頁　定價二圓八十錢
本文百十一項目・索引附　送料十四錢

昭和拾六年十二月六日

製本控

9/7 函	43 [illegible] 號	年　月　日

ナチス政治論（八條隆孟）

ナチス叢書 第16　1 冊

備考